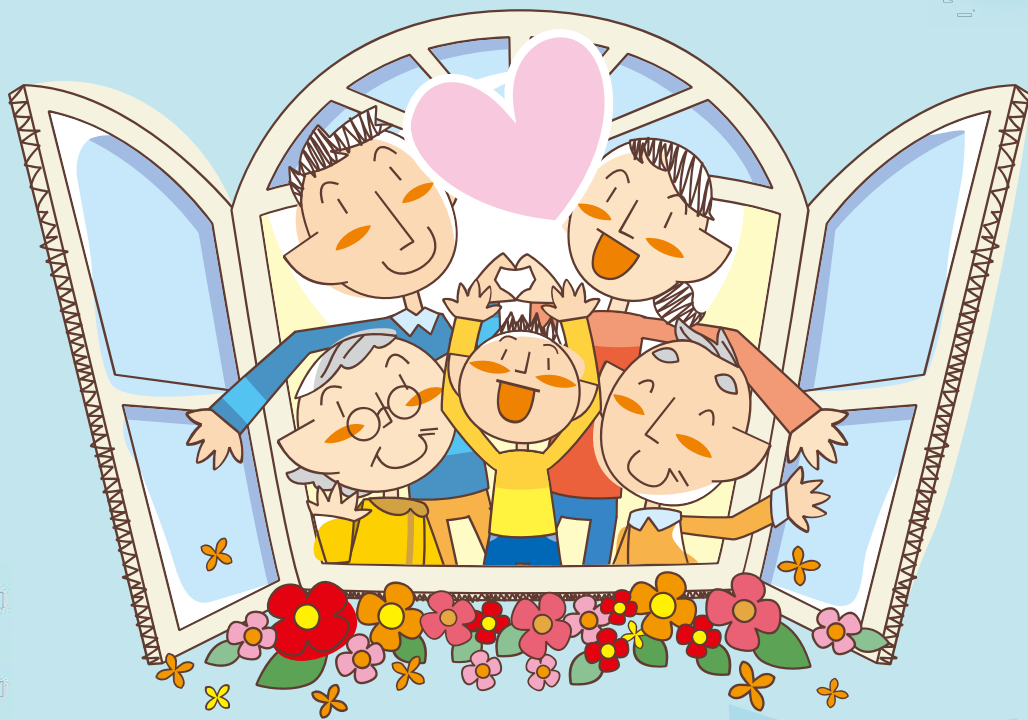




# しょう 障がい ふく 祉 ガイドブック



## はじめに

この冊子は、大津町にお住まいの障がいがある人やそのご家族が、住みなれた地域で安心して暮らせるために障害者総合支援法に基づく各種制度や障がい福祉に係るサービスを掲載しています。障がいのある人やそのご家族の人の暮らしのガイドになるとともに、多くの人に障がい者福祉について考えていただくきっかけになれば幸いです。

なお、各制度の対象者や自己負担については、一般的内容を記載していますので、このガイドブックを利用される場合は、各事業の「問い合わせ」内容を十分ご確認ください。

また、掲載内容については、ガイドブック編集後に制度改正などがあると事業の内容が異なる場合があります。

### 「障がい」の表記について

本冊子では、法律名や法律上の名称等を除き、「障害」の表記をせずに「障がい」と一部ひらがな表記することとしました。

「害」という字は、身体障害者福祉法制定の際に「礙」や「碍」（礙の俗字）が当用漢字の制限上、使用できなくなったため、代わりに使用されるようになったとされています。しかし、この字は、「害悪」「公害」等否定的で「負」のイメージが強く、別の言葉で表現すべきとの意見もあります。

この表記が、必ずしも適切な表現であるとは言えないかもしれませんが、少しでも障がいを理由とした差別や偏見をなくし、心のバリアフリーを推進するという観点からも改めることとしました。

皆様のご理解とご協力をお願いします。

## \* もくじ \*

|           |    |                  |    |
|-----------|----|------------------|----|
| 障がい者手帳の交付 | 2  | 医療制度             | 23 |
| 相談        | 5  | 手当・年金            | 28 |
| 日常生活の支援   | 8  | 税金の控除・減免・公共料金の割引 | 31 |
| 福祉用具      | 19 | その他の事業           | 35 |

# しょう しゃ て ちょう こう ふ 障がい者手帳の交付

しんたいしょうがいしゃ て ちょう  
身体障害者手帳

と あ  
問い合わせ  
TEL 096(293)3510

ふくし か  
福祉課

FAX 096(292)1234



身体障害者手帳は、身体に障がいのある人が、各種の公的なサービスを受けるために必要なものです。身体障害者手帳には、障がいの程度により重い人から順に1級から6級までの等級の区分があります。等級は指定された医師（かかりつけ医とは異なる場合があります。）の意見を参考にして熊本県知事が決定します。手帳の交付には申請が必要です。申請書・診断書は福祉課にあります。また、県ホームページからもダウンロードできます。

診断書を作成してもらう費用は自己負担となります。指定された医師が所属しているかどうかを医療機関に必ず確認してください。

## しょう しゅべつ 障がいの種別

- 視覚障がい ● 聴覚障がい ● 平衡機能障がい ● 音声・言語機能障がい ● そしゃく機能障がい
- 肢体不自由 ● 心臓機能障がい ● じん臓機能障がい ● 呼吸器機能障がい ● 小腸機能障がい
- ぼうこう・直腸機能障がい ● ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい ● 肝臓機能障がい

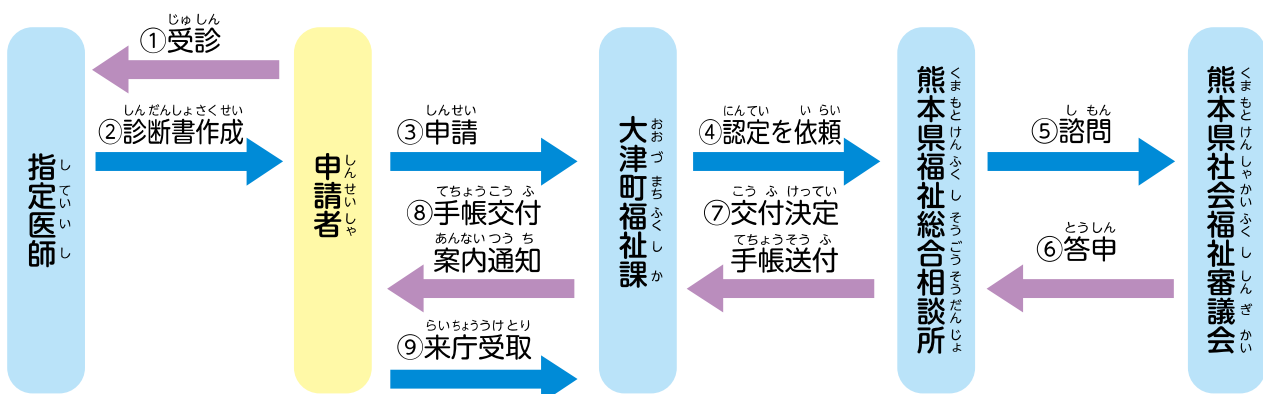
## しんせい ●申請について

| しんせい く ぶん<br>申請区分                                   | どんなとき                                                     | しんせい ひつよう<br>申請に必要なもの                                                                            |
|-----------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|
| しん 規 交 付<br>新規交付                                    | はじ 初めでの申請のとき                                              | しんせいしよ しんだんしよ してい い し きにゆう しゃしん<br>申請書・診断書（指定医師記入）・写真・マイナンバーがわかるもの                               |
| しょう がい てい ど へん こう<br>障害程度変更<br>しょう がい めい か<br>障害名追加 | しょう てい ど か<br>障がいの程度が変わったとき<br>べつ しょう ついか<br>別の障がいを追加するとき | しんせいしよ しんだんしよ してい い し きにゆう しゃしん しんたいしょうがいしゃ て ちょう<br>申請書・診断書（指定医師記入）・写真・身体障害者手帳・<br>マイナンバーがわかるもの |
| さい こう 付<br>再交付                                      | ふんしつ は ほん<br>紛失や破損したとき                                    | しんせいしよ しゃしん<br>申請書・写真・マイナンバーがわかるもの                                                               |
| し めい じゅうしょ へん ころ<br>氏名・住所の変更                        | なまえ す<br>名前や住んでいるところが変<br>わったとき                           | しんせいしよ しんたいしょうがいしゃ て ちょう<br>申請書・身体障害者手帳・マイナンバーがわかるもの                                             |
| へん かん<br>返還                                         | しょう がい どう<br>障がいに該当しなくなったとき<br>し ぼう<br>死亡したとき             | しんせいしよ しんたいしょうがいしゃ て ちょう<br>申請書・身体障害者手帳・マイナンバーがわかるもの                                             |
| さい にん てい<br>再認定                                     | さいにんてい じ き き<br>再認定の時期が来たとき                               | しんせいしよ しんだんしよ してい い し きにゆう しゃしん しんたいしょうがいしゃ て ちょう<br>申請書・診断書（指定医師記入）・写真・身体障害者手帳・<br>マイナンバーがわかるもの |

※ 手帳がお手元に届くまで2か月程度かかります（特に、診断書の内容などについて、診断した医師と調整が必要な場合は、2か月以上かかる場合があります）。

※ 写真は、たて4cm×よこ3cm、上半身、脱帽、1年以内に撮影したものを提出してください。

しんたいしょうがいしゃ て ちょう こう ふ  
身体障害者手帳が交付されるまで（交付まで2か月程度かかります）



# しょう しゃ て ちょう こう ふ 障がい者手帳の交付

りょういく て ちょう  
療育手帳

と あ  
問い合わせ

ふく し か  
福祉課

TEL 096(293)3510 FAX 096(292)1234



療育手帳は、各種の援助や相談を受けやすくするため、一般的知的機能が平均よりも低く、同時に適応行動に障がいを伴う状態で、それが18歳までに現れた人に対して、熊本県知事から交付されるものです。療育手帳には障がいの程度により、A1（最重度）・A2（重度）・B1（中度）・B2（軽度）の区分があります。手帳の交付には申請が必要です。申請書は福祉課にあります。また、県ホームページからもダウンロードできます。

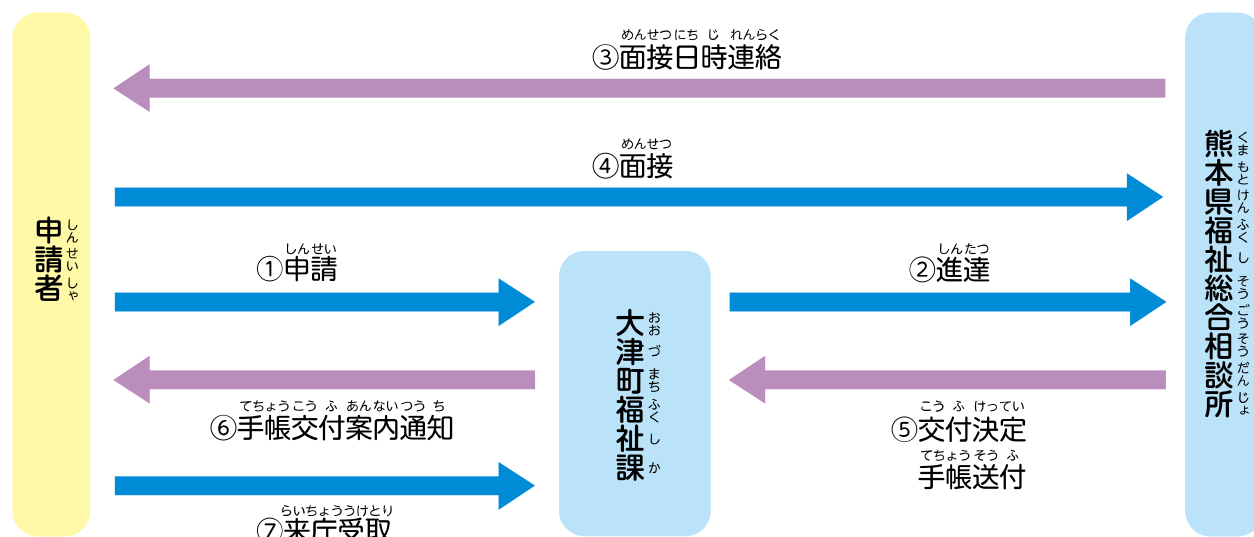
申請後、熊本県福祉総合相談所で判定を受けていただきます。

## ● しんせい 申請について

| しんせい く ぶん<br>申請区分            | どんなとき                                | しんせい ひつよう<br>申請に必要なもの                                  |
|------------------------------|--------------------------------------|--------------------------------------------------------|
| しん き こう ふ<br>新規交付            | はじ 初<br>初めての申請のとき                    | しんせいしよ しゃしん<br>申請書・写真・マイナンバーがわかるもの など                  |
| さい はん てい<br>再判定              | さいはんてい じ き<br>再判定の時期が来たとき            | しんせいしよ りょういく て ちょう しゃしん<br>申請書・療育手帳・写真・マイナンバーがわかるもの など |
| さい こう ふ<br>再交付               | ふんしつ は ぞん<br>紛失や破損したとき               | しんせいしよ しゃしん<br>申請書・写真                                  |
| し めい じゅうしよ へん こう<br>氏名・住所の変更 | な まえ す<br>名前や住んでいるところが変<br>わったとき     | しんせいしよ りょういく て ちょう<br>申請書・療育手帳・マイナンバーがわかるもの など         |
| へん 返<br>返                    | さいこうふ<br>再交付を受けたとき<br>し ぼう<br>死亡したとき | しんせいしよ りょういく て ちょう<br>申請書・療育手帳                         |

※ 写真は、たて4cm×よこ3cm、上半身、脱帽、1年以内に撮影したものを提出してください。

りょういく て ちょう こう ふ  
療育手帳が交付されるまで（交付まで2か月程度かかります）





# せいしんしょうがいしゃ ほけんふくし てちょう 精神障害者保健福祉手帳

とあ  
問い合わせ

ふくし か  
福祉課

TEL 096(293)3510 FAX 096(292)1234



精神疾患を有する人のうち、精神障がいのため長期にわたり日常生活または社会生活への制約がある人の申請に基づいて熊本県知事から交付されるものです。障がいの程度は、重い人から順に、1級・2級・3級に分けられ、有効期間は2年間です。精神障がい者に関するいろいろなサービスを受けるためには、原則として精神障害者保健福祉手帳の交付を受ける必要があります。

申請書は福祉課にあります。また、県ホームページからもダウンロードできます。

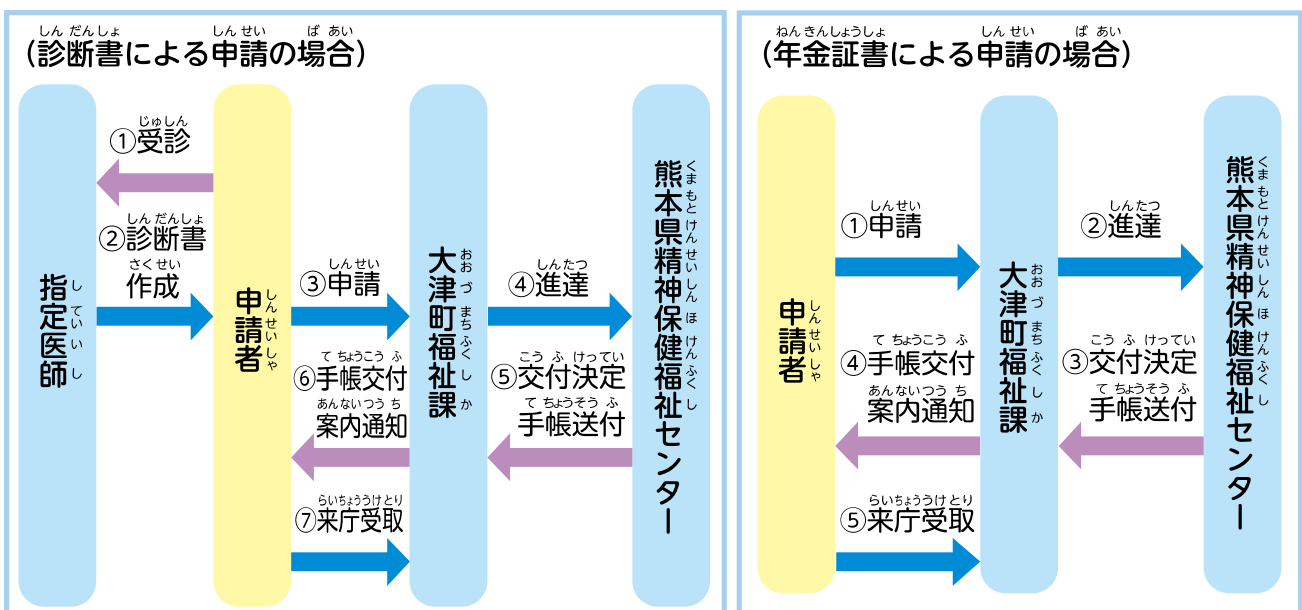
## ●申請について

| 申請区分            | どんなとき                    | 申請に必要なもの                                       |
|-----------------|--------------------------|------------------------------------------------|
| 新 規 交 付         | はじめての申請のとき               | 申請書・診断書（精神障害者保健福祉手帳用）・写真・マイナンバーがわかるもの          |
| 更 新             | 有効期限の3か月前から              | 申請書・診断書（精神障害者保健福祉手帳用）・マイナンバーがわかるもの・精神障害者保健福祉手帳 |
| 障 害 程 度 変 更     | 障がいの程度が変わったとき            | 申請書・診断書（精神障害者保健福祉手帳用）・写真・マイナンバーがわかるもの          |
| 再 交 付           | 紛失や破損したとき                | 申請書・写真・マイナンバーがわかるもの                            |
| 氏 名 ・ 住 所 の 変 更 | 名前や住んでいるところが変わったとき       | 申請書・精神障害者保健福祉手帳・マイナンバーがわかるもの                   |
| へん 返            | 障がいに該当しなくなったとき<br>死亡したとき | 申請書・精神障害者保健福祉手帳                                |

※ 精神障がいを理由に年金を受給している人は、診断書に代えて年金証書と同意書による申請が可能です。詳しくは窓口へお問い合わせください。

※ 写真は、たて4cm×よこ3cm、上半身、脱帽、1年以内に撮影したものを提出してください。

**精神障害者保健福祉手帳が交付されるまで**（交付まで3か月程度かかります）



# そうだん 相談

## そうだん し えん じ ぎょうしょ 相談支援事業所

とあ  
問い合わせ

おお づ まちしやう しや き かんそうだん し えん  
大津町障がい者基幹相談支援センター  
(おお づ まちやく ば そうだんまどぐちない)  
大津町役場ふくしの相談窓口内)

TEL 096(292)0114 FAX 096(292)1234

## おお づ まちしやう しや き かんそうだん し えん 大津町障がい者基幹相談支援センター

しやうがいのあるひとやご家族のほか、ちいきのひとや障がい福祉サービス事業所、相談支援事業所など、関係機関からの相談も受ける総合的な相談窓口です。障害者手帳の有無や障がいの種類に関わらず、相談を受け付けます。

### こんなときにご相談ください。(相談例)

- 5歳の子どもが発達障がいと診断されたのですが、どのような支援が受けられますか。
- 50代の子どもがうつ病で家に閉じこもっています。私は高齢なので、今後のことが不安です。何か子どもに合う仕事や支援はないでしょうか。
- 私は、障害年金を受給していますが金銭管理がうまくできず、つい浪費し借金があります。誰か金銭管理を手伝ってくれる人はいないでしょうか。

利用方法 窓口への来所、電話、ファックス、メールなどでご連絡ください。

## しやうがいしやしゅうぎやう せいかつ し えん 障害者就業・生活支援センター

とあ  
問い合わせ 熊本県北部障害者就業・生活支援センター がまだす

TEL 0968(25)1899 FAX 0968(25)6602 メール gamadasu@kikuaikai.org

しやうがい者の就職に向けた準備及び円滑に職場に適応、定着できるための支援、日常生活や地域生活に関する助言など、就業面、生活面を合わせた一体的な相談支援を行います。利用料は無料です。

### こんなときにご相談ください。(相談例)

- 働きたいけど、どうしたらいいかわからない
- 就職する力を身につけたい
- 職場での仕事が変わってしまって困っている
- 仕事に行きたくなくなった
- お金の管理がうまくいかない

利用方法 電話、ファックス、メールなどでご連絡ください。

## きく ち けんいき ち いきりやういく 菊池圏域地域療育センター

とあ  
問い合わせ 菊池圏域地域療育センター ゆうず  
TEL 0968(25)7688 FAX 0968(41)8002

菊池圏域（菊池市・合志市・大津町・菊陽町）に住んでいる発達が気になる子ども（0～18歳）や支援を必要とする子どもに対し、身近な地域で療育指導や相談などが受けられるよう各種福祉サービスの提供にかかる援助・調整などを行います。地域療育の拠点として子どもとその家族が安心して生活できるようお手伝いします。利用料は無料です。

### こんなときにご相談ください。(相談例)

- 子育てのしにくさを感じる。
- 子どもの発達に関する様々な悩みや疑問がある。
- 子どもの発達について不安がある。

利用方法 相談は電話での予約が必要ですので、まずは電話、ファックスなどでご連絡ください。

## くまもとけんほくぶ はったつしょう しゃしえん 熊本県北部発達障がい者支援センター

とあ 問い合わせ 熊本県北部発達障がい者支援センター わっふる  
TEL 096 (293) 8189 FAX 096 (293) 8239

はったつしょう しゃ (じ) およ かぞく しょうく き かん そうだん おう てきせつ し どうまた じょうげん  
発達障がい者(児)及びその家族や所属機関からの相談に応じて、適切な指導又は助言をすると  
もに必要な情報提供を行います。利用料は無料です。

### たいしょうしゃ 対象者

くまもとけんほくぶ ち いき くまもと し のぞ ありあけ か もと きく ち あ そ かみまし き すま じ へいしょう  
熊本県北部地域(熊本市を除く)有明・鹿本・菊池・阿蘇・上益城にお住いの自閉症スペクトラム  
(自閉症・高機能自閉症・アスペルガー症候群・広汎性発達障害など)、学習障害(LD)、注意欠陥多  
動性障害(AD/HD)等の発達障がいの特性がある人やその家族及び対象者の所属している機関の人。  
診断の有無、障害者手帳の有無は問いません。また年齢制限もありません。

### こんなときにご相談ください。

しょう とくせい し えん ほうほうなどさまざま ないよう  
障がいの特性、支援の方法等様々な内容について、知りたいとき。

り ようほうほう でん わ 利用方法 電話、ファックス、メール、来所、訪問(来所と訪問は予約が必要です。)

## しょう しゃそうだんいん 障がい者相談員

とあ 問い合わせ 福祉課  
TEL 096 (293) 3510 FAX 096 (292) 1234

しょう ひと かぞく み ぢか ち い き そうだんいん じ しん けいけん  
障がいのある人やその家族が身近な地域の相談員として、自身の経験をもとにアドバイスします。  
こうほう 広報おおづに相談日を掲載しています。

| ないよう<br>内容           | そうだんいん<br>相談員                 |
|----------------------|-------------------------------|
| しんたいしょう<br>身体障がいについて | しんたいしょうがいしゃそうだんいん<br>身体障害者相談員 |
| ちてきしょう<br>知的障がいについて  | ちてきしょうがいしゃそうだんいん<br>知的障害者相談員  |

## しょうがいしゃぎゃくたいぼうし 障害者虐待防止センター

とあ 問い合わせ おおづ まちしょうがいしゃぎゃくたいぼうし 福祉課  
TEL 096 (293) 3510 (24時間対応) FAX 096 (292) 1234  
とあ 問い合わせ 熊本県障がい者権利擁護センター  
TEL 096 (333) 2244 FAX 096 (383) 1739

しょう しゃぎゃくたい かん つうほう そうだんまどぐち おおづ まちしょうがいしゃぎゃくたいぼうし くまもとけんしょう しゃけん  
障がい者虐待に関する通報や相談窓口は、大津町障害者虐待防止センターまたは熊本県障がい者権  
り よう ご 利擁護センターとなります。虐待の早期発見と防止のための対応を行いますので虐待を発見したらお  
し 知らせください。

### たいしょうしゃ 対象者

しんしん しょう ひと しょうがいしゃてちょう しょうゆう ひと ふく  
心身に障がいのある人(障害者手帳を所有していない人も含みます)

### しょうがいしゃぎゃくたい るいけい 障害者虐待の類型

- ① 身体的虐待 ② 性的虐待 ③ 心理的虐待 ④ 放棄・放任(ネグレクト) ⑤ 経済的虐待  
の5つに分かれます。

### こんな場面を見つけたら、すぐに知らせましょう。

- ① 養護者による虐待 ② 障害者福祉施設従事者等による虐待 ③ 雇用主や使用者による虐待

# そうだん 相談

ひとりで悩んでいませんか。困ったときやつらいときは、だれかに相談してみましょう。

| 相談窓口                                                                                 | 相談内容                                                                                                                                                                  | 相談日時                                                                                                                                            | QRコード                                                                                 |
|--------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------|
| くまもとけんせいしん ほ けんふく し<br><b>熊本県精神保健福祉センター</b><br>(くまもと市東区月出3丁目1-120)                   | こころ なや せいしん しっかん そうだん<br>心の悩みから精神疾患のご相談まで<br>幅広く専門的に相談に応じます。                                                                                                          | げつ きんようび ごぜん じ ごご じ<br>月～金曜日 午前9時～午後4時<br>(土日・祝日・年末年始を除く)<br>でんわ 096 (386) 1166                                                                 |    |
| くまもとけん こ わかも<br><b>熊本県子ども・若者総合相談センター</b><br><b>COCON (熊本県精神保健福祉センター内)</b>            | くまもとけん すま おも さい さいみ まん<br>熊本県にお住いの主に15歳～40歳未満<br>の人とその家族、有事、その他関係機<br>関からの様々な悩み(ニート、ひきこ<br>もり、不登校、疾病・障がい、就労、<br>人間関係など)をワンストップで受<br>け、その方の状況に合わせて適切な支<br>援機関を紹介しています。 | げつ きんようび ごぜん じ ふん ごご じ<br>月～金曜日 午前8時30分～午後9時<br>(土日・祝日・年末年始を除く)<br>でんわ 096 (386) 1166<br>FAX 096 (387) 8000<br>Mail kowaka-cocon@wind.ocn.ne.jp |    |
| くまもとけん ち いき<br><b>熊本県ひきこもり地域支援センターゆるここ</b><br>(熊本県精神保健福祉センター内)                       | ひと なや ほんにん か ぞく<br>ひきこもりでお悩みの本人、家族から<br>の相談に応じています。                                                                                                                   | げつ か もくようび<br>月・火・木曜日<br>ごぜん じ しようこ ごご じ<br>午前9時～正午 午後1時～午後3時<br>(土日・年末年始を除く)<br>でんわ 096 (386) 1177                                             |    |
| くまもと でん わ<br><b>熊本いのちの電話</b><br><b>(社会福祉法人 熊本いのちの電話)</b>                             | じ さつ せいしんてきこんなん ちやくめん<br>自殺をはじめとする精神的困難に直面<br>している人に対して、電話で相談に応<br>じています。                                                                                             | でん わ まいにち じ かん<br>電話 096 (353) 4343 (毎日24時間)<br>フリーダイヤル 0120 (783) 556<br>(毎日午後4時～午後9時、<br>毎月10日は午前8時～翌日午前8時)                                   |    |
| くまもと でん わ そうだん<br><b>熊本こころの電話相談</b><br><b>(公益社団法人 熊本県精神保健福祉協会)</b>                   | こころ なや けんしゅう う そうだん<br>心の悩みについて、研修を受けた相談<br>員が電話で相談に応じています。                                                                                                           | ねんりんむ きゅう ごぜん じ ごご じ<br>年中無休 午前11時～午後10時<br>でんわ 096 (285) 6688                                                                                  |  |
| くまもとけんじよせいそうだん<br><b>熊本県女性相談センター</b><br><b>(熊本県福祉総合相談所内)</b>                         | じよせいそうだん り ごんもんだい かてい わ<br>女性相談(離婚問題、家庭不和、ストー<br>カー被害などに悩む女性からの相談)                                                                                                    | げつ きんようび ごぜん じ ふん ごご じ ふん<br>月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分<br>でんわ 096 (381) 4454                                                                        |  |
|                                                                                      | そうだん はいぐうしゃ ぼう<br>DV相談(配偶者やパートナーからの暴<br>力に悩む方からの相談)                                                                                                                   | げつ きんようび ごぜん じ ふん ごご じ<br>月～金曜日 午前8時30分～午後10時<br>土日・祝日 午前9時～午後10時<br>でんわ 096 (381) 7110                                                         |                                                                                       |
|                                                                                      | にんしん でん わ そうだん<br>妊娠とこころの電話相談<br>(妊娠・出産や思春期の性に関する悩<br>みをもつ女性からの相談)<br>ふ にんせんもんそうだん<br>不妊専門相談                                                                          | げつ とうようび ごぜん じ しようこ<br>月～土曜日 午前9時～正午<br>午後1時～午後8時<br>(日曜・祝日を除く)<br>でんわ 096 (381) 4340                                                           |                                                                                       |
| おお づ まち そうだんまどぐち<br><b>大津町ふくしの相談窓口</b><br><b>(大津町役場1階)</b>                           | こうれいしゃ しょう しょう せい せい せい<br>高齢者支援、障がい者支援、生活困窮、<br>ひきこもりなど、複数の相談があると<br>きに、一括して相談を受ける相談窓口<br>です。                                                                        | げつ きんようび ごぜん じ ふん ごご じ ふん<br>月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分<br>(土日・祝日・年末年始を除く)<br>でんわ 096 (293) 3122                                                     |  |
| おお づ まち ち いき ほうかつ し えん<br><b>大津町地域包括支援センター</b><br><b>(大津町役場1階)</b>                   | こうれいしゃ ち いき あんしん す つづ<br>高齢者が地域で安心して住み続けられ<br>るよう、介護・健康・医療など様々な<br>面から支援を行う総合相談機関です。                                                                                  | げつ きんようび ごぜん じ ふん ごご じ ふん<br>月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分<br>(土日・祝日・年末年始を除く)<br>でんわ 096 (292) 0770                                                     |                                                                                       |
| おお づ まちやく ぼ けんこう ほ けん か<br><b>大津町役場健康保険課</b><br><b>健康推進係</b><br><b>(子育て・健診センター内)</b> | こころ なや おう<br>こころの悩みなどに応じています。                                                                                                                                         | げつ きんようび ごぜん じ ふん ごご じ ふん<br>月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分<br>(土日・祝日・年末年始を除く)<br>でんわ 096 (294) 1075                                                     |                                                                                       |
| おお づ まち じよせいそうだんまどぐち<br><b>大津町女性相談窓口</b><br><b>(役場人権推進課内)</b>                        | そうだん おう<br>DV相談などに応じています。                                                                                                                                             | げつ きんようび ごぜん じ ふん ごご じ ふん<br>月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分<br>(土日・祝日・年末年始を除く)<br>でんわ 096 (293) 0863                                                     |                                                                                       |

※電話のほか、来所相談等ができる場合もありますが、詳しくは、各相談機関のホームページや直接電話での確認をお願いします。  
 ※大津町の相談窓口は、来所相談も常時受け付けています。(月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分 土日・祝日・年末年始を除く)



# にちじょうせいかつ し えん 日常生活の支援

## しょうがいしゃそうごう し えんほう しょうがいふくし 障害者総合支援法と障害福祉サービスのしくみ

しょうがいしゃの日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律で、福祉サービスの充実などにより、みんなが安心して一緒に暮らせる地域社会の実現を目的として総合的に支援します。

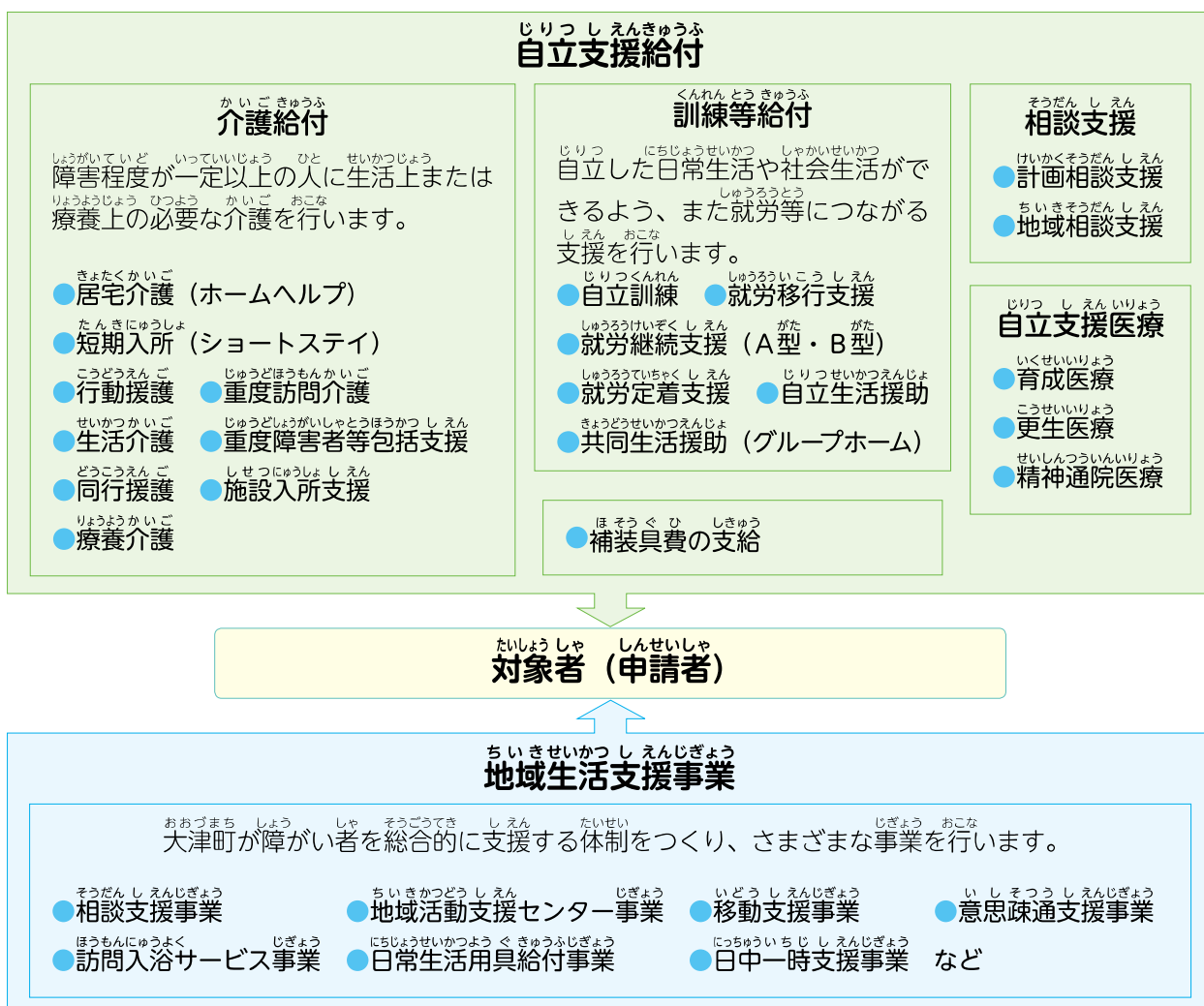
※ 法律の改正などで、各種制度や内容について変更が生じることがあります。

| しょうがいしゃそうごう し えんほう たいしやうしや<br>障害者総合支援法の対象者 |                     |                                                    |                   |                |
|--------------------------------------------|---------------------|----------------------------------------------------|-------------------|----------------|
| しんたいしやう しや<br>身体障がい者                       | ちてきしやう しや<br>知的障がい者 | せいしんしやう しや<br>精神障がい者<br>(はつたつしやう ふく<br>(発達障がいを含む)) | なんびやうかんじや<br>難病患者 | しょうがいじ<br>障がい児 |

※ 介護保険の対象となる人は、介護保険を優先して利用していただきます。

### ●しょうがいしゃそうごう し えんほう たいけい 障害者総合支援法によるサービス体系

しょうがいしゃそうごう し えんほう しょうごうてき ぜんこくきやうつう じりつ し えんきやうふ しちやうそん  
障害者総合支援法による総合的なサービスは、全国共通の「自立支援給付」と市町村がそれぞれの基準を設けて実施する「地域生活支援事業」で構成されています。





# にちじょうせいかつ し えん 日常生活の支援

## しょうがいふくし しゅるい 障害福祉サービスの種類

ほうもんけい 訪問系サービス      ほうもん ざいたく せいかつ し えん 訪問による在宅での生活を支援するサービスです。

### ●かい ごきゅうふ 介護給付

| サービスの名称                                                   | 内容                                                                                                                |
|-----------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| きょ たく かい ご<br>居 宅 介 護<br>(ホームヘルプ)                         | しんたいかいご<br>身体介護                                                                                                   |
|                                                           | じたく にゅうよく はい しょくじ かいご おこな<br>自宅で、入浴、排せつ、食事などの介護を行います。                                                             |
|                                                           | か じ えんじょ<br>家事援助                                                                                                  |
|                                                           | じたく ちょうり せんたく か もの かいご おこな<br>自宅で、調理、洗濯、買い物などの家事を行います。                                                            |
| つういんとうかいじょ<br>通院等介助                                       | びょういん つかい かいじょ おこな<br>病院などへの通院などの介助を行います。                                                                         |
| じゅうど しょう かい ご<br>重 度 訪 問 介 護                              | じゅうど しょう かいご ひつよう ひと じたく にゅうよく はい しょくじ かいじょ がいしゅつじ<br>重度の障がいがあり常に介護が必要な人に、自宅で入浴や排せつ、食事の介助や外出時の移動支援などを総合的にを行います。   |
| こう とう えん ご<br>行 動 援 護                                     | ちてきしょう せいしんしょう こうどう こんなん つね かいご ひつよう ひと こうどう ひつよう<br>知的障がいや精神障がいにより行動が困難で常に介護が必要な人に、行動するとき必要な介助や外出支援を行います。        |
| じゅうど しょう がい しゃ とう<br>重 度 障 害 者 等<br>ほう かつ し えん<br>包 括 支 援 | つね かいご ひつよう ひと かいご ひつようせい ひじょう たか みと ひと きょたくかいご<br>常に介護が必要な人のなかでも介護の必要性が非常に高いと認められた人には、居宅介護などの障害福祉サービスを包括的に提供します。 |
| どう こう えん ご<br>同 行 援 護                                     | しかくしょう がいしゅつ こんなん ひと たい がいしゅつ さい ひつよう いどうえんじょ しかくてきしょうほう<br>視覚障がいにより外出が困難な人に対して、外出する際に必要な移動援助や視覚的情報の支援を行います。      |

にっちゅうかつどうけい 日中活動系サービス      ひる ま かつどう し えん 昼間の活動を支援するサービスです。

### ●かい ごきゅうふ 介護給付

| サービスの名称                             | 内容                                                                                                                        |
|-------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| たん き にゅう しょ<br>短 期 入 所<br>(ショートスティ) | じたく かいご おこな ひと びょうき ばあい たんきかん しせつ にゅうしょ<br>自宅で介護を行う人が病気などの場合に、短期間、施設へ入所できます。                                              |
| りょう よう かい ご<br>療 養 介 護              | びょういんとう ちょうき にゅういん いりようてき くわ じょうじ かいご ひつよう ひと いりようきかん<br>病院等への長期の入院による医療的ケアに加え、常時の介護が必要な人に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護や世話をします。 |
| せい かつ かい ご<br>生 活 介 護               | つね かいご ひつよう ひと しせつ にゅうよく はい しょくじ かいご そうさくてきかつどう きかい ていきょう<br>常に介護が必要な人に、施設で入浴や排せつ、食事の介護や創作的活動などの機会を提供します。                 |

● 訓練等給付

| サービスの名称       | 内容                                                                                                                | 利用可能な障害支援区分   |
|---------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|
| 機能訓練          | 身体機能の向上のために必要な訓練を行います。                                                                                            | 障害支援区分は問いません。 |
| 自立訓練          | 生活能力の向上のために必要な訓練を行います。                                                                                            |               |
| 宿泊型           | 夜間や休日に居室の設備を使い、家事等の日常生活能力向上の訓練を行います。                                                                              |               |
| 就労移行支援        | 就労を希望する人に、一定の期間、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。                                                                     |               |
| 就労継続支援（A型・B型） | 通常の事業所等で働くことが困難な人に、就労の機会の提供や生産活動その他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練を行います。<br>雇用契約を結び利用する「A型」と雇用契約を結ばないで利用する「B型」の2種類があります。 |               |
| 就労定着支援        | 自立訓練、就労移行支援等を利用して、通常の事業所での就労継続を図るため、企業、サービス事業所との連絡調整や日常生活等の相談・助言等を行います。                                           |               |
| 自立生活援助        | 居宅において、日常生活を営むための定期巡回や訪問、相談対応等の環境整備に必要な援助を行います。                                                                   |               |

日常生活の支援

居住系サービス 施設での入所生活を支援するサービスです。

● 介護給付

| サービスの名称 | 内容                          | 利用可能な障害支援区分        |
|---------|-----------------------------|--------------------|
| 施設入所支援  | 施設入所の人に、入浴や排せつ、食事の介護などをします。 | 区分4（50歳以上は区分3）以上の入 |

● 訓練等給付

| サービスの名称         | 内容                                         | 利用可能な障害支援区分            |
|-----------------|--------------------------------------------|------------------------|
| 共同生活援助（グループホーム） | 共同生活の場所で相談、入浴、排せつまたは食事の介護その他の日常生活上の援助をします。 | サービス内容により区分が必要場合があります。 |

介護サービス包括型（旧ケアホーム）や外部サービス利用型で、介護サービスを利用する場合は、障害支援区分が必要となります。

◆障害支援区分とは、障がいの多様な特性や心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを表す6段階（区分1～6：区分6の人が必要とされる支援の度合いが高い）です。

# にちじょうせいかつ し えん 日常生活の支援

認定された障害支援区分により受けられるサービスが異なります。下図をご参照ください。  
なお、いずれも一定の条件に該当する人が対象となります。

| サービス                | 対象者例                                       | 非該当 | 区分1 | 区分2 | 区分3                            | 区分4          | 区分5          | 区分6 |
|---------------------|--------------------------------------------|-----|-----|-----|--------------------------------|--------------|--------------|-----|
| 居宅介護<br>(ホームヘルプ)    | 障がい者 (区分1以上)                               |     |     |     |                                |              |              |     |
| 重度訪問介護              | 常時介護を要する重度の<br>肢体不自由者 (基本的に<br>18歳以上のひと)   |     |     |     |                                |              |              |     |
| 行動援護                | 行動上著しい困難を有す<br>るため、常時介護を要する<br>知的・精神障がい者   |     |     |     |                                |              |              |     |
| 重度障害者等<br>包括支援      | 常時介護を要し、その必<br>要度が著しく高い障がい者                |     |     |     |                                |              |              |     |
| 短期入所<br>(ショートステイ)   | 障がい者 (区分1以上)                               |     |     |     |                                |              |              |     |
| 療養介護                | 長期入院等医療ケアに加<br>えて、常時介護を要する障<br>がい者         |     |     |     | 筋ジストロフィ患者又は重度<br>心身障がい者は、区分5以上 |              |              |     |
| 生活介護                | 地域や入所施設で安定した<br>生活を営むため、常時介護<br>を要する障がい者   |     |     |     |                                | ※50歳以上は区分2以上 |              |     |
| 施設入所支援              | 夜間介護を要する障がい者                               |     |     |     |                                |              | ※50歳以上は区分3以上 |     |
| 共同生活援助<br>(グループホーム) | 夜間、共同生活を営む住居<br>で、入浴・排せつ・食事の<br>介護を要する障がい者 |     |     |     |                                |              |              |     |

は利用可能な区分です。

# 障害福祉サービスの申請から利用までの流れ

問い合わせ

福祉課

TEL 096(293)3510

FAX 096(292)1234

障害福祉サービスを利用するには申請が必要です。ただし、介護保険の対象となる人は、介護保険が優先されます。申請は、福祉課で受け付けます。

## 1 利用申請

## 2 サービス等利用計画案の作成依頼

### サービス等利用計画とは？

利用者の課題解決や、適切なサービスを支援するために作成するものです。

### サービス等利用計画を作る人は？

町が指定する事業所の相談支援専門員が作成します。

### 計画作成にかかる費用は？

申請者（利用者）の人が負担する費用はありません。

## 3 調査と一次判定

町の職員が訪問して認定調査を行い、その結果をコンピュータに入力し、一次判定を行います。

介護給付の場合

## 4 障害支援区分認定審査会

障害保健福祉の専門家で構成されている審査会にかけて、障害支援区分が認定されます。

## 障害支援区分認定

## 5 利用意向の把握

町は、サービスの利用意向について申請者（利用者）に聞き取りをします。

## 6 サービス等利用計画案の提出

相談支援専門員は、サービス等利用計画案を作成し、申請者（利用者）はそれを町に提出します。

## 7 支給決定

町は、障害支援区分やサービス等利用計画案をもとに、サービスを決定し申請者（利用者）に支給決定通知書と受給者証が送付します。

## 8 サービス事業者と契約

申請者（利用者）は、障害福祉サービス提供事業者を選択して利用の契約を行います。

## 9 サービス利用

申請者（利用者）は利用する事業所に、受給者証を提示してサービスを利用します。

※ 計画の作成を依頼した場合、定期的に相談支援専門員がサービス内容が適切かどうかの検証（モニタリング）を行い、状況に応じてサービスの見直しを行います。

# にちじょうせいかつ し えん 日常生活の支援

## しょうがいふく し りょう ひ よう と 問 い 合 わ せ 福祉課 TEL 096(293)3510 障害福祉サービスを利用したときの費用 FAX 096(292)1234

しょうがいふく し りょう ひ よう わり し こ ふ た ん しょうとく おう  
障害福祉サービスを利用したときは、原則として費用の1割を自己負担します。ただし、所得に応じて上限額が決められていて、負担が重くなりすぎないようにしています。

### ●利用者負担の上限額

| しよとく く ぶん<br>所得区分      | たいしよう ひと<br>対象となる人                                                                                                                                                                                | しようげんがく げつがく<br>上限額（月額）          |               |
|------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------|---------------|
| せい かつ ほ ご<br>生 活 保 護   | ● せい かつ ほ ご せい たい ひと<br>生活保護世帯の人                                                                                                                                                                  | じ こ ふ た ん<br>自己負担なし              |               |
| てい しょ とく しや<br>低 所 得 者 | ● じゅうみんぜい ちようけんみんぜい ひ か ぜい せい たい ひと<br>住民税（町県民税）非課税世帯の人                                                                                                                                           |                                  |               |
| いっ ばん 般 1              | 【障がい児】<br>● 18 さい み ま ん ひと し せつ に ゆうしよ せい たい ひと<br>● 住民税（町県民税）課税世帯（所得割 28 万円未満）の人                                                                                                                 | きよたくつうしよ<br>居宅通所サービス<br>・利用者     | 4,600 えん<br>円 |
|                        | ● じゅうみんぜい ちようけんみんぜい か ぜい せい たい しよとくわり まんえん み ま ん ひと<br>● 住民税（町県民税）課税世帯（所得割 28 万円未満）の人                                                                                                             | にゅうしよ し せつとう り じようしや<br>入所施設等利用者 | 9,300 えん<br>円 |
|                        | 【障がい者】<br>● 18 さい い じよう ひと<br>● じゅうみんぜい ちようけんみんぜい か ぜい せい たい しよとくわり まんえん み ま ん ひと<br>● 住民税（町県民税）課税世帯（所得割 16 万円未満）の人<br>※ にゅうしよ し せつり じようしや さい い じよう<br>※ 入所施設利用者（20 歳以上）、グループホーム利用者を<br>のぞ 除 きます。 | 9,300 えん<br>円                    |               |
| いっ ばん 般 2              | ● じゅうみんぜい ちようけんみんぜい か ぜい せい たい いっばん ひと<br>● 住民税（町県民税）課税世帯のうち、一般1に該当しない人                                                                                                                           | 37,200 えん<br>円                   |               |

※ 所得割は個人ではなく、世帯内の合算した金額で判定します。

※ 「世帯」の範囲について

18 さい い じやう ……利用者本人と同じ世帯の配偶者

18 さい み ま ん ……住民票上の世帯（施設に入所する 18、19 さい を含む）

※ 食費、リネン代等の実費については、利用者負担とは別に負担があります。

利用する事業所にご確認ください。

※ 同じ世帯で障害福祉サービス・障害児支援・補装具を利用の方が複数いたことで、また、1 人の方  
が障害福祉サービス等及び介護保険サービスのうち、複数のサービスを利用したことで、1 ヶ月  
の利用者負担額の合計が「世帯の基準額」を超えた場合は、「高額障害福祉サービス等給付金」として、  
負担が軽減されます。

※ 20 さい い じやう ……施設入所者で、生活保護や低所得（市町村民税非課税世帯）の方は、申請により補足給  
付が支給され、利用者負担が軽減されます。

## グループホームの利用者には家賃が助成されます。

●グループホーム（重度障害者等包括支援の一環として提供される場合を含む）の利用者（生活保  
護または低所得者の世帯）が負担する家賃を対象として、利用者一人あたり月額1万円を上限に補足  
給付が行われます。

※ 市町村民税非課税世帯が対象です。

| や ち ん<br>家賃                     | ほ そくきやう ふ がく<br>補足給付額 |
|---------------------------------|-----------------------|
| 1 まん え ん み ま ん ば あい<br>1万円未満の場合 | じ っ ぴ<br>実費           |
| 1 まん え ん い じやう ば あい<br>1万円以上の場合 | 1 まん え ん<br>1万円/月     |





## しょうがい じ し えん しゅるい 障害児支援の種類

とあ ぶくし か  
問い合わせ 福祉課

TEL 096(293)3510 FAX 096(292)1234

### しょうがい じ つうしよ し えん 障害児通所支援

児童福祉法に規定する児童発達支援等の障害福祉サービスを提供することにより、障がいのある子どもとその家族が安心して生活できるように支援します。

| サービス名称                                                   | 対象者                                                         | 内容                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|----------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| じ どう はっ たつ し えん<br>児童発達支援                                | み しゅうがく しょう<br>未就学の障がい児                                     | にちじょうせいかつ き ほんてき どう さ し どう ち しき ぎ のう こうじょう<br>日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の向上をはかり、集団生活への適応訓練等の支援を行います。                                                                                                                                                                                  |
| い りょう かた じ どう<br>医療型児童<br>はっ たつ し えん<br>発達支援             | い がくてきかん り ひつよう み しゅうがく<br>医学的管理の必要な未就学の<br>しゅうがく し<br>障がい児 | うんどう き のう おく み しゅうがく しょう じ たいしやう い がくてき<br>運動機能に遅れのある未就学の障がい児を対象に医学的な<br>くんれん ちゅうしん し えん おこな<br>訓練を中心とした支援を行います。                                                                                                                                                                  |
| ほう か ご とう<br>放課後等<br>デ イ サ ー ビ ス                         | しゅうがく しょう<br>就学している障がい児                                     | しゅうがく しょう じ たい ほう か ご なつやす とう ちやうき<br>就学している障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期<br>きゅう か ちゅう せいかつ の りよくこうじやう くんれん けいぞくてき てい<br>休暇中において、生活能力向上のための訓練を継続的に提<br>きやう じ りつ そくしん し えん おこな<br>供することにより、自立を促進する支援を行います。                                                                                  |
| ほ いく しよ とう<br>保 育 所 等<br>ほう もん し えん<br>訪問 支 援            | しゅうがく しゅうえん しょう<br>就学・就園している障がい児                            | げんざい りやうちやう こん ご りやう よてい ほういしや ちやうえん しやうがっ<br>現在利用中または今後利用する予定の保育所、幼稚園、小学<br>こう た しゅうだんせいかつ いとな しせつ しゅうだんせいかつ てきやう<br>校その他の集団生活を営む施設において、集団生活の適応の<br>せんもんてき し えん ひつよう ばあい とうがい しせつ ほうもん<br>ための専門的な支援を必要とする場合に、当該施設を訪問し<br>しせつ かてい じやうほうきやうゆう し えん おこな<br>施設と家庭が情報を共有するための支援を行います。 |
| きよ たく ほう もん がた<br>居 宅 訪 問 型<br>じ どう はっ たつ し えん<br>児童発達支援 | さい み まん じゅうど しょう<br>18歳未満の重度の障がい児                           | じゅうど しょう じ どう じどうはっ たつ し えん とう つうしよ し えん う<br>重度な障がい児等であって児童発達支援等の通所支援を受<br>けがたいしやう こんなん しやう じ きやたく ほうもん にちじょうせい<br>けるために外出が困難な障がい児の居宅を訪問し、日常生<br>かつ き ほんてき どう さ し どう ち しき ぎ のう ふ よ とう し えん<br>活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援<br>おこな<br>を行います。                                        |

### しょうがい じ にゅうしよ し えん 障害児入所支援

熊本県が実施主体となり児童福祉法に規定する障害児入所支援を行います。

| 対象者                  | 内容                                                                                                                                                                                                                               |
|----------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| しやう じ どう<br>障がいのある児童 | じゅうど ちやうふくしやうがい じ どう たい ほう ご にちじょうせいかつ し どう ち しき ふ よ おこな<br>重度または重複障害のある児童に対して、保護や日常生活の指導、知識の付与を行<br>うことで自立（地域生活移行）を目指す支援です。医療型施設では治療も行います。<br>ひつよう じ りつ ち いきせいかつ いこう め ざ し えん いりやうがた しせつ ちりやうおこな<br>必要に応じて、措置入所による支援を行う場合もあります。 |



# にちじょうせいかつ し えん 日常生活の支援

## しょう じ し えん しんせい り よう なが 障がい児支援の申請から利用までの流れ

しょう じ し えん り よう  
障がい児支援を利用するには申請が必要です。

しょう じ し えん つうしょ し えん にゅうしょ し えん  
障がい児支援には、通所支援と入所支援があります。

「つうしょ し えん しんせい」の申請は、福祉課で受け付けます。「にゅうしょ し えん しんせい」の申請は、熊本県中央児童相談所で受け付けます。

### 1 しょうがい じ つうしょ し えん り ようしんせい 障害児通所支援利用申請

しんせい あと そうだん し えん じ ぎょうしょ えら  
申請した後に、相談支援事業所を選びます。

### 2 しょうがい じ し えん り ようけいかくあん 障害児支援利用計画案の ざくせい いらい 作成依頼

しょうがい じ し えん り ようけいかく  
障害児支援利用計画とは？

り ようしゃ か だいかいけつ てきせつ し えん  
利用者の課題解決や、適切な支援をするために作成するものです。

しょうがい じ し えん り ようけいかく つく ひと  
障害児支援利用計画を作る人は？

まち してい じ ぎょうしょ そうだん し えんせんもんいん ざくせい  
町が指定する事業所の相談支援専門員が作成します。

けいかくざくせい ひ よう  
計画作成にかかる費用は？

しんせいいしゃ り ようしゃ ひと ふたん ひ よう  
申請者（利用者）の人が負担する費用はありません。

### 3 ちょう さ 調査

まち しょうくいん じどう じょうきょう ほ ごしゃ り よう い こうとう き  
町の職員が児童の状況や保護者の利用意向等について、聞き取りを行います。

### 4 しょうがい じ し えん り ようけいかくあん 障害児支援利用計画案の ていしゆつ 提出

そうだん し えんせんもんいん しょうがい じ し えん り ようけいかくあん ざくせい まち  
相談支援専門員は障害児支援利用計画案を作成し、それを町に提出します。

### 5 し きゅうけつてい 支給決定

しょうがい じ し えん り ようけいかくあん けつてい しんせいいしゃ り よう  
障害児支援利用計画案などをもとに決定し、申請者（利用者）に支給決定通知書と受給者証を送付します。

### 6 しょうがい じ つうしょ し えん じ ぎょうしゃ 障害児通所支援事業者と けいやく 契約

しんせいいしゃ り ようしゃ り よう じ ぎょうしょ じゅうきゅうしゃしょう せんたく り よう  
申請者（利用者）は、障害児通所支援事業者を選択して利用の契約を行います。

### 7 しょうがい じ つうしょ し えん り よう 障害児通所支援利用

しんせいいしゃ り ようしゃ り よう じ ぎょうしょ じゅうきゅうしゃしょう てい じ り  
申請者（利用者）は利用する事業所に受給者証を提示して利用を開始します。

※ けいかく ざくせい いらい ば あい そうだん し えんせんもんいん しょう じ し えんないよう てきせつ けんしょう  
計画の作成を依頼した場合、相談支援専門員が障がい児支援内容が適切かどうかの検証（モニタリング）を行い、状況に応じて見直しを行います。

しょう じ し え ん り ょ う ひ ょ う 障がい児支援を利用したときの費用 問い合わせ 福祉課  
TEL 096(293)3510 FAX 096(292)1234

## しょう じ し え ん ひ ょ う 障がい児支援にかかる費用

しょう じ し え ん り ょ う し ゃ ふ た ん げ ん そ く ひ ょ う わ り じ こ ふ た ん 障がい児支援の利用者負担は、原則として費用の1割を自己負担とします。ただし、しょう とく お う 所得に応じて つぎ く ぶん ふ た ん じ ょ う げ ん げ つ が く せ ッ テ ィ つぎ り ょ う り ょ う 次の区分の負担上限月額が設定され、ひと月に利用したサービス量にかかわらず、それ以上の負担は しょう 生じません。

### ● り ょ う し ゃ ふ た ん じ ょ う げ ん が く 利用者負担の上限額

| しょう とく く ぶん 所得区分  | たい し ょ う ひ と 対象となる人                                                                                                                               | げ つ が く ふ た ん じ ょ う げ ん 月額負担上限 |         |
|-------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------|---------|
| せい かつ ほ ご 生 活 保 護 | ● せい かつ ほ ご せ た い ひ と 生活保護世帯の人                                                                                                                    | じ こ ふ た ん 自己負担なし               |         |
| てい しょ とく 低 所 得    | ● じ ゅ う み ん ぜ い ち ょ う け ん み ん ぜ い ひ か ぜ い せ た い ひ と 住民税（町県民税）非課税世帯の人                                                                              |                                |         |
| いっ ばん 般 1         | ● じ ゅ う み ん ぜ い ち ょ う け ん み ん ぜ い か ぜ い せ た い 住民税（町県民税）課税世帯のうち、世帯の所得割の<br>ごう け い が く ま ん え ん み ん ひ と 合計額が28万円未満の人<br>※ 入所施設利用者の場合は、18、19歳の人を含みます。 | つう しょ 通所                       | 4,600 円 |
|                   |                                                                                                                                                   | に ゅ う しょ 入所                    | 9,300 円 |
| いっ ばん 般 2         | ● じ ゅ う み ん ぜ い ち ょ う け ん み ん ぜ い か ぜ い せ た い 住民税（町県民税）課税世帯のうち、「一般1」に該当<br>し ない 人                                                                 | 37,200 円                       |         |

※ 「世帯」とはしょう じ ほ ご し ゃ ぞ く 障がい児の保護者の属する住民票上の世帯

※ しょう が く ま え こ う 就学前の子どもが受けるサービスに限り、児童が複数いる世帯においては、しょう とく お う り ょ う し ゃ ふ 所得に応じて利用者負  
担額が軽減される場合があります。

※ しょ く ひ 食費、リネン代等の実費については、り ょ う し ゃ ふ た ん べ つ ふ た ん 利用者負担とは別に負担があります。  
り ょ う じ ぎ ょ う し ゃ か く に ん 利用する事業所にご確認ください。

※ さい み ま ん し せ つ に ゅ う し ょ し ゃ り ょ う し ゃ ふ た ん ほ ご し ゃ こ よ う い く い つ ぱ ん せ た い 20歳未満の施設入所者の利用者負担は、保護者が子どもを養育する一般の世帯で、通常必要な費用  
と 同じ く ら い の 負 担 と な る よ う に 補 足 給 付 が 支 給 さ れ ま す。

※ い か たい し ょ う し ゃ り ょ う し ゃ ふ た ん む り ょ う 以下の対象者は、利用者負担が無料となります。

| たい し ょ う し ゃ 対象者                                                                           | む り ょ う 無料となるサービス                                                                                                                                           |
|--------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| まん さい 満 3 歳 になっ て 初 め て の 4 月 1 日（4 歳 になる<br>とし しょう が く ち ょ う げ ん が つ ま つ 年）から就学直前の 3 月末まで | じ どう は つ た つ し え ん い り ょ う が た じ どう は つ た つ し え ん き ゃ た く ほ う も ん が た じ どう は つ た つ 児童発達支援、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達<br>し え ん ほ い く し ょ う ほう も ん し え ん 支援、保育所等訪問支援 |

# にちじょうせいかつ し えん 日常生活の支援

## にっちゅういち じ し えんじぎょう 日中一時支援事業

と あ  
問い合わせ

ふく し か  
福祉課

TEL 096(293)3510

FAX 096(292)1234

しょう しゃ じ しゅくはく とみな はん い いち じてき あず にっちゅう かつどう ば ていきょう  
障がい者（児）を宿泊を伴わない範囲で一時的に預かり、日中における活動の場を提供します。

しょう しゃ しゅうろう し えん しょう しゃ じ かぞく いち じてき きゅうそく もくてき  
障がい者の就労支援と障がい者（児）の家族の一時的な休息を目的とします。

たいしょうしゃ ざいたく かい ご こんなん しょう しゃ じ  
**対象者** 在宅において介護を受けることが困難な障がい者（児）

## サービス支給の流れ

り ようしんせい あと ほんにん かい ご しゃ じょうきょう り よう い こう かくにん し えん けつてい ご けつていつう ち  
利用申請をされた後、本人や介護者の状況、利用意向について確認します。支援決定後、決定通知  
しょ り ようしゃ そう ふ けつていつう ち しょう じ さん ていきょう じ ぎょうしょ けいやく いちらん ふく  
書を利用者に送付します。決定通知書を持参してサービス提供事業所と契約してください（一覧は福  
し か  
祉課にあります）。

## 利用料について

げんそく ひょう わり じ こ ふたん し しょうそん めんぜい ひ か ぜい せ たい せい かつ ほ ご せ たい じ こ ふたん  
原則としてサービス費用の1割は自己負担です（市町村民税非課税世帯・生活保護世帯は自己負担は  
ありません）。

## ほうもんにゅうよく じぎょう 訪問入浴サービス事業

と あ  
問い合わせ

ふく し か  
福祉課

TEL 096(293)3510

FAX 096(292)1234

ざいたく にゅうよく こんなん じゅう ど しょう しゃ じ じゅんかいにゅうよくしゃ り ようしやたく ほうもん にゅうよく おこな  
在宅で入浴が困難な重度の障がい者（児）に、巡回入浴車で利用者宅を訪問し入浴サービスを行  
います。

## たいしょうしゃ 対象者

ざいたく つね が しょう にゅうよく こんなん しんたいしょう しゃ じ  
在宅で常に臥床し、入浴することが困難な身体障がい者（児）であって、

- ① おお づ まち きよじゅう ひと  
大津町に居住している人
- ② い し にゅうよく か のう みと ひと  
医師が入浴可能と認めた人
- ③ けんこうじょうにゅうよく し しょう ひと  
健康上入浴に支障がない人
- ④ かい ご ほ けんほう もと ほうもんにゅうよく う  
介護保険法に基づく訪問入浴を受けることができない人

※ 事前ににご相談ください。

## り ようりょう 利用料

げんそく ひょう じ こ ふたん  
原則としてサービス費用の10%は自己負担です。

（市町村民税非課税世帯・生活保護世帯は自己負担はありません）

## ち いきかつどう し えん 地域活動支援センター

と あ  
問い合わせ

おお づ まち ち いきかつどう し えん  
大津町地域活動支援センターアンパ

TEL 096 (294) 8288

FAX 096 (294) 8288

しょう ひと み ぢか ち いき つうしよ そうさくてきかつどう せいさんかつどう き かい ていきょう しょう  
障がいのある人に身近な地域で、通所において創作的活動または生産活動の機会を提供したり、障  
がいのある人が社会との交流を行う施設です。利用したい地域活動支援センターに直接出向き、利用  
しゃとうろく おこな  
者登録を行ってください。

たいしょうしゃ ざいたくせいかつ しょう しゃ  
**対象者** 在宅生活をしている障がい者。

## り ようりょう 利用料について

り ようりょう むりよう そうさかつどう ざいりょうだい にゅうよく り よう ば あい じつ ぴ そうとうぶん はつせい  
利用料は無料ですが、創作活動等の材料代や入浴サービスを利用される場合は、実費相当分が発生  
することがあります。

くわ ちやくせつ たず  
詳しくは直接お尋ねください。

## 移動支援事業

問い合わせ

福祉課

TEL 096(293)3510

FAX 096(292)1234

障がい者（児）の社会的不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出時の移動をヘルパーが支援します。ただし、経済活動や通学、通所等の通年にわたる定例的な外出は対象外です。

### 対象者

- ① 全身性障がい者（児）及び全身性障がい者（児）に準ずる人（重度訪問介護または介護保険対象者は除く。視覚障害者（児）においては、自立支援給付の同行援護の利用となります）
- ② 知的障がい者（児）
- ③ 精神障がい者（児）

### 利用料

原則としてサービス費用の1割を自己負担とします。  
（市町村民税非課税世帯、生活保護世帯の自己負担はありません）

## その他の事業

問い合わせ

福祉課

TEL 096(293)3510

FAX 096(292)1234

|                 |                                                                                             |
|-----------------|---------------------------------------------------------------------------------------------|
| 自動車運転免許取得費用助成事業 | 障害者手帳を有する人等で、免許の取得により就労など社会参加が見込まれる障がい者に、免許の取得に直接要した費用の3分の2（限度額10万円）を助成します。（所得制限あり）         |
| 自動車改造費助成事業      | 就労など社会参加に伴い身体障がい者本人が所有し運転する自動車の走行装置等の一部を改造する必要がある人に、改造に直接要した費用の3分の2（限度額10万円）を助成します。（所得制限あり） |
| 意思疎通支援事業        | 聴覚、音声、言語障がい者の日常生活や社会における円滑なコミュニケーションのために、手話奉仕員や要約筆記奉仕員を派遣します。また、月に2回福祉課において手話通訳者が在籍しています。   |
| 声の広報おおづ         | 町の広報を読むことができない視覚障がいのある人に音声録音した広報を提供します。                                                     |
| 手話奉仕員養成講座       | 手話のボランティアができる人を養成します。                                                                       |

※ご利用の際は申請が必要な場合がありますので、事前にお問い合わせください。



# 福祉用具

## 補装具の交付・修理

問い合わせ

福祉課

TEL 096(293)3510

FAX 096(292)1234

身体障害者手帳を持っている人や難病患者などの人に、身体上の障がいを補うための用具（補装具）の交付・修理費を一部助成します（一定以上の所得がある世帯は補助対象外となります）。

原則として費用の1割は自己負担になりますが、世帯の所得状況等に応じて自己負担金の上限額が設定されています。

品目ごとに耐用年数が定められているので、耐用年数内は原則として再交付できません。

### ●主な補装具一覧

| 種別                           | 内容                                                                                         | 支給対象者（身体障害者手帳の目安）                                               |
|------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------|
| 義肢（義手、義足）                    | 切断等により四肢の一部を欠損した場合に、元の手足の形態又は機能を復元するために装着、使用する人工の手足。                                       | 肢体不自由<br>※対象部位が含まれていること                                         |
| 装具（下肢、靴型、体幹、上肢）              | 四肢・体幹の機能障がいの軽減を目的として使用する補助器具。                                                              | 肢体不自由<br>※対象部位が含まれていること                                         |
| 座位保持装置                       | 機能障がい及び身体の変形に対応できるよう、脱着可能な各種アタッチメントを使用し身体と密接な適合を図る装置。                                      | 肢体不自由<br>※四肢（両上下肢）及び体幹障がい                                       |
| 座位保持いす                       | 体幹、股関節を固定させるためのパッド等の付属品を装着し、座位保持を可能とする機能を有する用具。                                            | 肢体不自由（体幹障がい等）<br>※身体障がい児が対象                                     |
| 車いす（普通型、簡易型など）               | 歩行機能を失った重度の肢体不自由等の歩行機能を代償するための移動機器（用具）                                                     | 肢体不自由<br>（下肢・体幹1～2級相当 等）                                        |
| 電動車いす（普通型、簡易型など）             | 従来の手動式車いすが全く使えないか、あるいはその操作が著しく困難な重度障がい者を対象としたもので、推進力源をバッテリー電源とする電動機（モーター）の出力による車いす         | 肢体不自由（両上肢（重度）<br>+（両下肢又は体幹）1～2級相当 等）<br>内部障がい（心臓・呼吸器）<br>1級相当 等 |
| 歩行器（ろく輪型、よん輪型、固定型など）         | 下肢麻痺や下肢筋力低下等のため不安定歩行などがある場合、下肢の支持力を上肢で代償する目的で使用される用具。                                      | 肢体不自由 等<br>（下肢・体幹 等）                                            |
| 視覚障害者安全つえ（普通用、携帯用、身体支持併用）    | 前方の障害物に、直接身体がぶつからないように保護し、路面の質や状態を触覚的に知り歩行上の手掛かりとし、足元の段差等を発見する。車の運転手や通行人に視覚障がい者であることを知らせる。 | 視覚障がい                                                           |
| 歩行補助つえ（松葉杖、ロフトランドクラッチ、多点杖など） | 手に持って歩行の助けとするもの                                                                            | 肢体不自由 等<br>（下肢・体幹 等）                                            |
| 補聴器（ポケット型、耳かけ型、耳あな型など）       | 音を聞き分ける機能が低下した場合に、社会生活に必要な音や言葉を電氣的に増幅拡大するなど、聞き取りを良くする調節機能を備えた装置。                           | 聴覚障がい                                                           |

| しゅべつ<br>種別                                                | ないよう<br>内容                                                                                                                                                 | しきゅうたいしやうしや しんたいしやうがいしやでちやうめやす<br>支給対象者（身体障害者手帳の目安）                             |
|-----------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------|
| ぎ がん（ふ つう、<br>とくしゅ<br>特殊、コンタクト）                           | がんきゅうないようじよきよ がんきゅうてきしゅつ おこな また しつぺい<br>眼球内容除去、眼球摘出を行ったあと、又は疾病の<br>ための眼球萎縮及び先天性無眼球による、結膜の囊の<br>へんけい ぼうし ようし ととの もち<br>変形を防止し容姿を整えるために用いるもの。                | しかくしやう<br>視覚障がい                                                                 |
| め が ね（きやう せい<br>しやこう<br>眼鏡（矯正、<br>遮光、コンタ<br>クトレンズ、弱視）     | ひかり まぶ さえざ こうせん しやうてん もうまく ただ<br>光の眩しさを遮るためや、光線の焦点が網膜で正しく<br>むす いじやくせつつ ばあい しりよく、よわ もち<br>結ばない（異常屈折）場合や、視力が弱いために用い<br>るもの。                                 | しかくしやう<br>視覚障がい                                                                 |
| じゅう ど しょう がい しや よう<br>い し でんたつ そう ち<br>重度障害者用<br>意思伝達装置   | じゅう ど りやうじやう か し およ おんせい げん ご きのうしやう しや<br>重度の両上下肢及び音声・言語機能障がい者であって、<br>じゅう ど しょうがいしやよう い し でんたつそう ち い し でんたつ<br>重度障害者用意思伝達装置によらなければ意思の伝達<br>が困難な人が使用する装置。 | したいふ じ ゆう りやうじやう か し およ<br>肢体不自由（両上下肢、及び<br>おんせいげん ご きのうしやうがい とう<br>音声言語機能障害 等） |
| じん こう ない じ よう<br>おん せい しん ごう<br>人工内耳用<br>音声信号<br>処理装置（修理） | じんこうない じ そうようしや い し とうがいじんこうない じ おんせいしんごう<br>人工内耳装用者のうち、医師が当該人工内耳音声信号<br>しより そう ち しゅうり ひつよう はんだん ばあい たい<br>処理装置の修理が必要であると判断している場合に対<br>しやう<br>象となる。        | ちやうかくしやう<br>聴覚障がい                                                               |

※ 難病患者の人の場合は症状によって対象種別が異なりますのでお問い合わせください。

## ●利用者負担の上限額

| しよとくくぶん<br>所得区分   | ようけん せたい しゅうにゅうじやうきやう<br>要件（世帯の収入状況）                 | ふ たんじやうげんげつがく<br>負担上限月額 | びこう<br>備考                                                                                                                        |
|-------------------|------------------------------------------------------|-------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| せい かつ ほ ご<br>生活保護 | せいかつ ほ ご せたい<br>生活保護世帯                               | じ こ ふたん<br>自己負担なし       | —                                                                                                                                |
| てい しよ とく<br>低所得   | じゅうみんぜい ちやうけんみんぜい<br>住民税（町県民税）<br>ひ かぜい せたい<br>非課税世帯 | じ こ ふたん<br>自己負担なし       | —                                                                                                                                |
| いっ ばん 般           | じゅうみんぜい ちやうけんみんぜい<br>住民税（町県民税）<br>かぜい せたい<br>課税世帯    | 37,200 円                | ほんにん せ たいいん じゅうみんぜい ちやうけんみんぜい<br>本人または世帯員のいずれかが住民税（町県民税）<br>しよとくわり まんえん い じやう か ぜい ばあい しきゅうたいしやうがい<br>所得割46万円以上課税の場合、支給対象外となります。 |

※ 「世帯」とは、給付を受ける人が18歳以上の場合は、受給者本人とその人と同じ世帯の配偶者をいいます。18歳未満の場合は、住民票上のすべての人をいいます。

※ 基準額が定められている補装具については、基準額を超える分は、自己負担となります。

※ 補装具の交付・修理を受けるには、交付・修理前の申請が必要となります。購入後の申請は助成の対象となりませんので、ご注意ください。

※ 補装具の種類によって、必要書類が異なります。また、それぞれの対象者や性能、補助の基準額については、細かい基準がありますので、事前にお問い合わせください。

※ 介護保険等他の制度での給付が可能な場合には、この制度の対象となりません。

※ 成長に伴って、短期間での交換が必要となる場合や、障がいの進行により短期間の利用が想定される場合など、購入より借受けが適切と考えられる場合は、借受けができます（歩行器、座位保持器等）

### 申請に必要なもの

- 印鑑 ●身体障害者手帳 ●見積書 ●マイナンバーがわかるもの
- 難病患者であることが確認できるもの（指定難病医療受給者証など）
- 医師の意見書（補装具の種類に応じて必要になります。意見書の様式は福祉課にあります。）
- ※ 医師の意見書は、指定された医師が記載したものが必要となります。
- カタログ（補装具の種類に応じて必要になります。）

# ふくしやうぐ 福祉用具

## にちじやうせいかつやうぐきやうふじぎやう 日常生活用具給付事業

とあ  
問い合わせ

ふくしか  
福祉課

TEL 096(293)3510

FAX 096(292)1234

自宅<sup>じたく</sup>で生活<sup>せいかつ</sup>をしている、重度<sup>じゅうど</sup>の障がい<sup>しょうがい</sup>や難病<sup>なんびょう</sup>を持った人の日常生活<sup>にちじやうせいかつ</sup>の利便<sup>りべん</sup>を図<sup>はか</sup>るために、日常生活用具費<sup>にちじやうせいかつやうぐきやうふ</sup>を一部助成<sup>いちぶじょせい</sup>します（一定以上<sup>いっていじょう</sup>の所得<sup>しやうとく</sup>がある世帯<sup>せたい</sup>は対象外<sup>たいしやうがひ</sup>となります）。

原則<sup>げんそく</sup>として費用<sup>ひやう</sup>の1割<sup>わり</sup>は自己負担<sup>じこふたん</sup>となります（世帯<sup>せたい</sup>の所得状況<sup>しやうとくじやうきやう</sup>に応じて自己負担<sup>じこふたん</sup>の上限額<sup>じやうげんがく</sup>が設定<sup>せってい</sup>されています）。

### ●日常生活用具一覧

| しょう<br>障がいの種類                   | おも<br>主な日常生活用具                                                                                                                                                                                                                     |
|---------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| か し たいかん<br>下肢・体幹               | とくしゆしんだい とくしゆ にゅうよくたん か たいい へんかん き いどうやう くんれん<br>特殊寝台、特殊マット、入浴担架、体位変換器、移動用リフト、訓練いす、<br>訓練用ベッド、入浴補助用具、便器、T字状・棒状のつえ                                                                                                                  |
| へいこう か し たいかん<br>平衡・下肢・体幹       | ほこう し えんやうぐ いどう いじやう し えんやうぐ とうぶ ぼうご<br>歩行支援用具（移動・移乗支援用具）、頭部保護帽                                                                                                                                                                    |
| じやうし<br>上肢                      | とくしゆべん き<br>特殊便器                                                                                                                                                                                                                   |
| しかく<br>視覚                       | でんじ じやうり き ほこう じ かんえんしやうしんごう き やうこ がたそうしん き しかくしやうがいしやうたいおんけい おんせいしき<br>電磁調理器、歩行時間延長信号機用小型送信機、視覚障害者用体温計（音声式）、<br>視覚障害者用体重計、点字器、点字タイプライター、視覚障害者用活字文書読上げ装置、<br>視覚障害者用拡大読書器、視覚障害者用時計、視覚障害者用通信装置、<br>視覚障害者用ワードプロセッサ（共同利用）、点字図書、暗所視支援眼鏡 |
| しかく じやうし<br>視覚・上肢               | じやうほう つうしん し えんやうぐ<br>情報・通信支援用具                                                                                                                                                                                                    |
| ちやうかく<br>聴覚                     | ちやうかくしやうがいしやうたいおんけい じんこうない じやうでん ちやうかくしやうがいしやう<br>聴覚障害者用屋内信号装置、人工内耳用電池、聴覚障害者用ポータブルレコーダー、<br>聴覚障害者用情報受信装置、ファックス（貸与）                                                                                                                 |
| しかく ちやうかく<br>視覚・聴覚              | てんじ<br>点字ディスプレイ                                                                                                                                                                                                                    |
| ないぶ<br>内部                       | どうせきえき か おんき きやうにゅうき でんきしき きやういんき さんぞ うんぱんしや そうぐ<br>透析液加温器、ネブライザー（吸入器）、電気式たん吸引器、酸素ポンプ運搬車、ストマ装置、<br>紙おむつ等、収尿器                                                                                                                       |
| おんせいげんご したふ じやう<br>音声・言語（肢体不自由） | けいたいやうかい わ ほ じやうち じんこういんどう たいよ<br>携帯用会話補助装置、人工咽頭、ファックス（貸与）                                                                                                                                                                         |
| しんたい ちてき<br>身体・知的・精神            | か さいけいほうき じどうしやう か<br>火災警報器、自動消火器                                                                                                                                                                                                  |
| なんびょう<br>難病                     | どうみやくけつちやうさん そほう わ ど そくていき<br>動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）                                                                                                                                                                             |
| た<br>その他                        | ふくし でんわ たいよ じやうたかくかいしやう ひ<br>福祉電話（貸与）、住宅改修費                                                                                                                                                                                        |

### ●利用者負担の上限額

| しやうとくくぶん<br>所得区分 | ようけん せたい しやうにゅうじやうきやう<br>要件（世帯の収入状況）           | ふたんじやうげんげつがく<br>負担上限月額 | びこう<br>備考                                                                                   |
|------------------|------------------------------------------------|------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------|
| せい かつ ほご<br>生活保護 | せい かつ ほご せたい<br>生活保護世帯                         | じこふたん<br>自己負担なし        | —                                                                                           |
| てい しょとく<br>低所得   | じやうみんぜい ちやうけんみんぜい ひ か ぜい せたい<br>住民税（町県民税）非課税世帯 | じこふたん<br>自己負担なし        | —                                                                                           |
| いっ ばん 般<br>一般    | じやうみんぜい ちやうけんみんぜい<br>住民税（町県民税）<br>課税世帯         | 37,200 円               | ほんにん せたいいん し ちやうそんみんぜいしやうとくわり まんえん い<br>本人または世帯員のいずれかが市町村民税所得割 46 万円以<br>上課税の場合、支給対象外となります。 |

※「世帯」とは、給付を受ける人が18歳以上の場合は、受給者本人とその人と同じ世帯の配偶者をいいます。  
18歳未満の場合は、住民票上のすべての人をいいます。

※日常生活用具にはそれぞれに基準額が定められており、基準額を超える分については、自己負担となります。

※購入後は給付の対象とならないので、必ず購入前に申請してください。

※対象者や性能、補助の基準額については細かい基準がありますので事前にお問い合わせください。

※居宅生活動作補助用具（住宅改修）については、他に必要な書類がありますので事前にご連絡ください。

#### 申請に必要なもの

- 印鑑 ●障害者手帳 ●難病患者であることが確認できるもの（指定難病医療受給者証など）
- 見積書 ※医師意見書などが必要な場合があります。

## 難聴児補聴器購入費助成

とあ  
問い合わせ

ふくし か  
福祉課

TEL 096(293)3510

FAX 096(292)1234

身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中程度の聴覚障がいのある18才未満の児童（難聴児）に対して、補聴器の購入費用の一部を助成します。

### 対象者

次の要件をすべて満たす18歳未満の難聴児とします。

- ① 大津町に住所を有していること。
- ② 両耳の聴力レベルが30dB以上で、身体障害者手帳の交付の対象とならないこと。
- ③ 補聴器の装用により、言語の習得等一定の効果が期待できると医師が判断するもの。

### 助成額

基準価格の範囲内で、所得による助成制度がありますので、事前にお問い合わせください。

## 住宅改造に対する助成

とあ  
問い合わせ

ふくし か  
福祉課

TEL 096(293)3510

FAX 096(292)1234

自宅で生活する重度の障がいのある人が、住宅を住みやすいように改造するための費用の一部を助成します（所得制限があります）。なお、改造後の申請はできませんので、必ず事前にお問い合わせください。

### 対象者

大津町に在住する4月1日現在65歳未満で以下の手帳をお持ちの人（児を含みます）

- 身体障害者手帳1・2級
- 療育手帳A1・A2
- 過去に、この助成をうけたことのない人
- 世帯の生計中心者の前年所得課税が7万円以下の世帯

### 助成額

助成限度額は70万円で、世帯の所得税額によって助成額が異なります。

※ 世帯の範囲は住民票上の世帯員全員です。

※ この助成は1回を限度とします。

※ 新築、増築及び改築は原則助成しないものとします。

※ 65歳以上の要介護・要支援認定を受けた人に対する助成については介護保険課もしくは地域包括支援センターにお問い合わせください。

#### 申請に必要なもの

- 障害者手帳
- 申請書
- 改造見積書・図面・写真（改造前）
- 改造承諾書（借家のみ）
- 難病患者であることが確認できるもの（指定難病医療受給者証など）



# 医療制度

## 自立支援医療制度

問い合わせ

福祉課

TEL 096(293)3510

FAX 096(292)1234

## 自立支援医療（精神通院医療）の給付



精神疾患で継続的な通院による医療が必要な人が指定医療機関に通院する場合、医療費の一部を公費で負担します。

### ●申請について

| 申請区分     | どんなとき              | 申請に必要なもの                                                                                           |
|----------|--------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 新規申請     | 初めての申請のとき          | 申請書・意見書（指定医療機関）※・受給者証・保険証（継続の場合は受給者証が必要です）・同意書・印鑑・マイナンバーがわかるもの・障害年金等の受領がわかるもの（年金振り込み通達書の写し又は通帳の写し） |
| 継続       | 有効期限の3か月前から        |                                                                                                    |
| 再申請      | 有効期限が過ぎたとき         |                                                                                                    |
| 医療機関変更   | 病院を変えるとき           |                                                                                                    |
| 氏名・住所の変更 | 名前や住んでいるところが変わったとき | 申請書・受給者証・印鑑・マイナンバーがわかるもの                                                                           |
| 保険の変更    | 保険証が変わったとき         | 申請書・受給者証・保険証・印鑑・マイナンバーがわかるもの                                                                       |

※ 継続申請で、前回申請時に意見書を添付し、これまでの治療内容・方針に変更がない場合は意見書の添付は不要です。ただし、2年に1度は意見書を添付する必要があります。

●その他の書類が必要となる場合がありますので、詳しくは窓口へお問い合わせください。

また、受給者証は熊本県が交付しますので、お手元に届くまで2～3か月程度かかります。

## 自立支援医療（更生医療）の給付



指定医療機関で、18歳以上の身体障害者手帳を持っている人が、障がいを軽くしたり回復させるために必要な医療（角膜手術・関節形成手術・人工内耳手術・心臓手術・人工腎臓透析・抗HIV療法など）を受ける場合に、医療費の一部を公費で負担します。

### ●申請について

| 申請区分     | どんなとき              | 申請に必要なもの                                                                        |
|----------|--------------------|---------------------------------------------------------------------------------|
| 新規       | 初めての申請のとき          | 申請書・身体障害者手帳・意見書（指定医療機関）・保険証・印鑑・マイナンバーがわかるもの・障害年金等の受領がわかるもの（年金振り込み通達書の写し又は通帳の写し） |
| 再認定      | 有効期限の3か月前から        |                                                                                 |
| 再申請      | 有効期限が過ぎたとき         |                                                                                 |
| 医療機関変更   | 指定医療機関を変更するとき      |                                                                                 |
| 氏名・住所の変更 | 名前・住んでいるところが変わったとき | 申請書・保険証・印鑑・マイナンバーがわかるもの                                                         |
| 保険の変更    | 保険証が変わったとき         |                                                                                 |

※その他の書類が必要となる場合がありますので、詳しくは窓口へお問い合わせください。



# 自立支援医療費（育成医療）の給付

お問い合わせ

福祉課

TEL 096(293)3510

FAX 096(292)1234

指定医療機関で、18歳未満の身体に障がいのある人が、障害を軽くしたり回復させたりする治療（手術）を受ける場合に、医療費の一部を公費で負担します。

## ●申請について

| 申請区分     | どんなとき              | 申請に必要なもの                                         |
|----------|--------------------|--------------------------------------------------|
| 新 規      | 初めての申請のとき          | 申請書・意見書（指定医療機関）・医療保険が同一の人すべての保険証・印鑑・マイナンバーがわかるもの |
| 再 認 定    | 有効期限の3か月前から        |                                                  |
| 再 申 請    | 有効期限が過ぎたとき         |                                                  |
| 医療機関変更   | 指定医療機関を変更するとき      | 申請書・医療保険が同一の人すべての保険証・印鑑・マイナンバーがわかるもの             |
| 氏名・住所の変更 | 名前や住んでいるところが変わったとき |                                                  |
| 保険の変更    | 保険証が変わったとき         |                                                  |

※その他の書類が必要となる場合がありますので、詳しくは窓口へお問い合わせください。

## 自立支援医療における利用者負担の基本的な枠組み

| 所得区分                                                                      | 更生医療<br>精神通院医療     | 育成医療    | 重度かつ継続  |                               |
|---------------------------------------------------------------------------|--------------------|---------|---------|-------------------------------|
| 一定所得以上                                                                    | 対象外                | 対象外     | 20,000円 | 市町村民税所得割額 235,000円以上          |
| 中間所得 2                                                                    | 医療保険の自己負担上限額       | 10,000円 | 10,000円 | 市町村民税所得割額 33,000円以上           |
| 1                                                                         | 精神通院の殆どは<br>重度かつ継続 | 5,000円  | 5,000円  | 市町村民税所得割額 33,000円未満           |
| 低所得 2                                                                     | 5,000円             | 5,000円  | 5,000円  | 市町村民税非課税<br>(本人収入 800,001円以上) |
| 低所得 1                                                                     | 2,500円             | 2,500円  | 2,500円  | 市町村民税非課税<br>(本人収入 800,000円以下) |
| 生活保護                                                                      | 0円                 | 0円      | 0円      | 生活保護                          |
| 「重度かつ継続」の範囲                                                               |                    |         |         |                               |
| ●疾病・症状等から対象となる人                                                           |                    |         |         |                               |
| [更生・育成] じん臓機能・小腸機能・免疫機能・心臓機能障がい（心臓移植後の抗免疫療法に限る）・肝臓の機能障がい（肝移植後の抗免疫療法に限る）の人 |                    |         |         |                               |
| [精神通院] ①統合失調症、躁うつ病、うつ病、てんかん、認知症等の脳機能障がい、薬物関連障がい（依存症等）の人                   |                    |         |         |                               |
| ②精神医療に一定以上の経験を有する医師が判断した人                                                 |                    |         |         |                               |
| ●疾病等に関わらず、高度な費用負担が継続することから対象となる人                                          |                    |         |         |                               |
| [更生・育成・精神通院] 医療保険の多数該当の人                                                  |                    |         |         |                               |

# 医療制度

じゅう ど しんしんしょうがいしゃ いりょう ひ じよせい  
重度心身障害者医療費助成

とあ 問い合わせ

ふくし か 福祉課

TEL 096(293)3510

FAX 096(292)1234

じゅうど しょう ひと いりょう きかん しはら いりょう ひ じ こ ふ たんぶん いち ぶ じよせい  
重度の障がいのある人が医療機関で支払った医療費の自己負担分の一部を助成します。

## 対象者

- じゅう ど しんしんしょうがいしゃ 重度心身障がい者であること。
  - しんたいしょうがいしゃ てちょう きゅう きゅう がいとう ひと 身体障害者手帳1級、2級に該当する人
  - せいしんしょうがいしゃ ほけんふくし てちょう きゅう がいとう ひと 精神障害者保健福祉手帳1級に該当する人
  - りょういく てちょう がいとう ひと 療育手帳A1、A2に該当する人
  - ふくし て あてじきゅうそうとうしゃ 福祉手当受給相当者

- まん さい い じょう 満1歳以上であること

- おお づ まち じゅうみん 大津町の住民であること

- いりょう ほけん ひ ほけんしゃ ひ ふ じょうしゃ 医療保険の被保険者または被扶養者であること

※ しよとく せいげんがく せいげん こ じよせい ていし 所得の制限額があります。制限を越えると助成が停止します。

## 申請方法

じよせい う ひつようしよるい てん ぶ じゅきゅうし かくにんていしんせいしよ ていしゅつ ないよう しん さ じゅ  
助成を受けるには必要書類を添付し受給資格認定申請書を提出してください。内容を審査し、受給資格者として認定されると、申請日の翌月から助成が開始となります。

### 申請に必要なもの

- しんせいしよ 申請書
- しやうがいしゃ て ちょう 障害者手帳
- ほんにんめい ぎ 本人名義の預貯金通帳
- いんかん 印鑑
- ほけんしやう 保険証

## 認定されたら

りやうしゅうしよ いんかん じゅきゅうしやしやう ふくし か てつづ  
領収書・印鑑・受給者証をもって福祉課で手続きをしてください。

## 助成額

いりょう ひ じ こ ふ たん  
医療費の自己負担  
(保険適用分のみ)

—

じゅう ど いりょうほんにん ふたん  
重度医療本人負担  
にゅう いん えん  
入院：2,040 円  
にゅういんがい えん  
入院外：1,020 円

=

じよせいがく  
助成額

※ 1 医療機関（薬局も含む）につき、ひと月ごとに助成額を計算します。

※ 高額療養費や付加給付金の支給がある場合は、その額を控除して計算します。  
その際、国民健康保険の人は健康保険課で手続後の領収書、社会保険の人は高額療養費や付加給付金のわかるものを持参してください。

## 助成対象となる経費

- いりょう ひ ほ けんてきやうぶん 医療費（保険適用分のみ）
- ほ けんきゅう ふ たいしやう けい ひ れい 保険給付の対象となる経費の例
  - ちりやうそう ぐ かか けい ひ かく ほ けんしゃ ほ けんきゅう ふ みと ば あい ほんにん ふ たんぶん 治療用装具に係る経費で、各保険者が保険給付を認めた場合の本人負担分
  - じりつ し えん いりょう いくせい いりょう こうせい いりょう せいしんつういん いりょう かか ほんにん ふ たんぶん 自立支援医療（育成医療・更生医療・精神通院医療）に係る本人負担分
  - りやうようかい じ いりょう しやうがい じ し せつ いりょう かか ほんにん ふ たんぶん 療養介護医療、障害児施設医療に係る本人負担分
  - じゅうどうせいふくし し じ きゅうし あんま マッサージ、指圧師の施術料に係る療養費

※ しんせいしよ しやうめい つき いりょう きかん にゅういん つういん ひつよう  
申請書の証明は、月ごと・医療機関ごと・入院・通院ごとに必要です。

※ しんせい ゆうこう きかん しんりやうづき よくげつ き ざん ねんかん  
申請の有効期間は、診療月の翌月から起算して1年間です。

## こうきこうれいしゃ いりようせいど しょう しゃとくれい 後期高齢者医療制度の障がい者特例

とあ 問い合わせ

けんこうほけんか  
健康保険課

TEL 096(293)3114

FAX 096(293)0474

いってい しょう さい い じょう さい み まん ひと しんせい にんてい さい い じょう ひと どうよう こう  
一定の障がいがある 65 歳以上 75 歳未満の人は、申請して認定されると 75 歳以上の人と同様に後  
きこうれいしゃ いりよう ほけんせいど かにゅう  
期高齢者医療保険制度に加入することができます。

### たいしょうしゃ 対象者

- しんたいしょうがいしゃ てちょう きゅうおよ きゅう いち ぶ がいと う ひと  
身体障害者手帳 1・2・3 級及び 4 級の一部に該当する人。
- きゅう いち ぶ おんせい げん ご き のうしょう か し しょう いち ぶ りよう か し ゆび か  
4 級の一部とは、音声・言語機能障がいと下肢障がいの一部（両下肢のすべての指を欠くもの、  
いち か し かたい ぶん いじょう か いち か し き のう いちじ りょう しょう い  
一下肢を下肢の 2 分の 1 以上欠くもの、一下肢の機能の著しい障がい）を言います。
- りょういく てちょう ひと  
療育手帳 A 1・A 2 の人
- せいしんしょうがいしゃ ほけんふく し てちょう きゅう がいと う ひと  
精神障害者保健福祉手帳 1・2 級に該当する人
- しょう き そねんきん きゅう きゅう ねんきんしょうしょ も ひと  
障がい基礎年金 1 級、2 級の年金証書をお持ちの人

## こうがくりょうよう ひ しきゅう 高額療養費の支給

とあ 問い合わせ

けんこうほけんか  
健康保険課

TEL 096(293)3114

FAX 096(293)0474

いりよう きかんと う しはら いりよう ひ いち ぶ ふたんきん き じ こ ふたんげん どがく こ ばあい しんせい  
医療機関等に支払った医療費の一部負担金が、決められた自己負担限度額を超えた場合、申請をす  
ることにより超えた分が支給されるものです。所得額などにより一部負担金の自己負担限度額が変わ  
ります。

### しんせい ひつよう 申請に必要なもの

(国民健康保険加入の人)

- しんせいしょ  
申請書
- こくみんけんこう ほけんしょう  
国民健康保険証
- りょうしゅうしょ  
領収書
- せ たいぬしめい ぎ つうじょう  
世帯主名義の通帳
- いんかん  
印鑑

(後期高齢者医療制度加入の人)

- しんせいしょ  
申請書
- こうきこうれいしゃ いりよう ほけんしょう  
後期高齢者医療保険証
- ほんにんめい ぎ よ きんつうじょう  
本人名義の預金通帳

(社会保険加入の人)

- しゃかい ほけん か にゅう ひと  
各健康保険者に必要なものをお  
たず 尋ねください。

なお、入院や高額な外来診療を受ける場合は、医療機関へ限度額適用認定証を提示すると、最初か  
ら高額療養費の自己負担限度額までの支払いで済みます。

※ 事前に各健康保険者に申請し、限度額適用認定証の交付を受けてください。

## にゅういん じ しょく じ りょうよう ひ しきゅう 入院時食事療養費の支給

とあ 問い合わせ

けんこうほけんか  
健康保険課

TEL 096(293)3114

FAX 096(293)0474

にゅういんちゅう かい しょく じ ひよう ひょうじゅん ふたながく じ こ ふたん のこ にゅういん じ  
入院中の 1 回の食事にかかる費用のうち、標準負担額は自己負担していただきますが、残りは入院時  
しょく じ りょうよう ひ こくみんけんこう ほけん こうきこうれいしゃ いりようせいど ふたん ひょうじゅん ふたながく しょうさい  
食事療養費として国民健康保険または後期高齢者医療制度が負担します。標準負担額についての詳細  
は、健康保険課におたずねください。世帯の住民税の課税状況によっては、申請により、限度額適用・  
ひょうじゅん ふ たながく げんがく にんていしやう こう ふ いりよう きかんと てい じ ひょうじゅん ふ たながく げんがく  
標準負担額減額認定証が交付され、医療機関に提示されることにより標準負担額が減額されます。

※ おお づまちこくみんけんこう ほけん こうきこうれいしゃ いりよう い がい ひと ほけんしょう きさい  
大津町国民健康保険と後期高齢者医療以外の方は、保険証に記載されている保険者へお問い合わせください。

# 医療制度

## 特定疾病の認定

問い合わせ

健康保険課

TEL 096(293)3114

FAX 096(293)0474

先天性血液凝固因子障害の一部、人工透析が必要な慢性腎不全、血液凝固因子製剤に起因する HIV 感染症の人に、特定疾病療養受療証を交付します。病院などで特定疾病により診療を受ける場合にこの受療証を提示することで、1 か月に 10,000 円（70 歳未満の人工透析をしている上位所得者については 20,000 円）の自己負担で診療を受けることができます。

### 申請に必要なもの

- 申請書（「医師の意見欄」に医師の証明が必要）
- 国民健康保険証または後期高齢者医療保険証
- 印鑑

※ 大津町国民健康保険と後期高齢者医療以外の人は、保険証に記載されている保険者へお問い合わせください。

## 指定難病の医療費助成

問い合わせ

熊本県菊池保健所

TEL 0968(25)4138

FAX 0968(25)5457

0968(25)4126



難病は、発病の仕組みが明らかでなく、治療方法が確立していない、希少で、長期間の療養を必要とする病気です。

難病の中でも医療費助成の対象となる指定難病については、主治医にご相談ください。

## 小児慢性特定疾病に係る医療費助成

問い合わせ

熊本県菊池保健所

TEL 0968(25)4138

FAX 0968(25)5457

0968(25)4126



小児慢性特定疾病の治療は、長期にわたり、医療費の負担も高額となるため、治療の確立と併せて患児家庭の医療費負担の軽減を図るため、医療費の自己負担分の一部を助成します。

### 対象となる疾患

悪性新生物・慢性腎疾患・慢性呼吸器疾患・慢性心疾患・内分泌疾患・膠原病・糖尿病・先天性代謝異常・血液疾患・免疫疾患・神経筋疾患・慢性消化器疾患・染色体または遺伝子に変化を伴う症候群・皮膚疾患群  
でその症状が国で定められた程度である 18 歳未満の児童

# てあて ねんきん 手当・年金

## とくべつしょうがいしゃ てあて 特別障害者手当

とあ 問い合わせ ぶくし か 福祉課

TEL 096(293)3510 FAX 096(292)1234



身体または知的・精神に著しく重度の障がいがあり、日常生活に常に特別の介護を必要とする在宅の20歳以上の重度障がいのある人に対し手当を支給します。

### 支給要件

- 施設に入所していないこと。
  - 病院等に継続して3か月を超えて入院していないこと。
  - 毎年の所得が基準以下であること。
- なお、原爆被害者の介護手当、公害被害補償法及び予防接種法の手当との供給調整があります。
- 障がいの程度が政令で定める基準を満たしていること。

### 手当額 (額については改定されることがあります。)

月額 27,980 円 (2023 年度)

### 支給月

- 5月、8月、11月、2月
- 申請月の翌月から支給対象となります。

### 申請に必要なもの

- 印鑑
- 戸籍謄本 (本籍が津市でない場合)
- 身体障害者手帳及び療育手帳所持者はその手帳
- 本人名義の預貯金通帳
- 特別障害者手当認定診断書
- 年金受給者の方は証書 (本人のみ)
- マイナンバーがわかるもの

てあて  
ねんきん  
手当・年金

## しょうがい ぶくし てあて 障害児福祉手当

とあ 問い合わせ ぶくし か 福祉課

TEL 096(293)3510 FAX 096(292)1234



身体または知的・精神に重度の障がいがあり、日常生活に常に介護を必要とする在宅の20歳未満の重度障がいのある人に対し手当を支給します。

### 支給要件

- 施設に入所していないこと。
- 障がいを支給事由とする他の公的年金を受けていないこと。
- 毎年の所得が基準以下であること。
- 障がいの程度が政令で定める基準を満たしていること。

### 手当額 (額については改定されることがあります。)

月額 15,220 円 (2023 年度)

### 支給月

- 5月、8月、11月、2月
- 申請月の翌月から支給対象となります。

### 申請に必要なもの

- 印鑑
- 戸籍謄本 (本籍が津市でない場合)
- 身体障害者手帳及び療育手帳所持者はその手帳
- 本人名義の預貯金通帳
- 障害児福祉手当認定診断書
- マイナンバーがわかるもの



# てあて ねんきん 手当・年金

## とくべつ じ どう ふ よう てあて 特別児童扶養手当

とあ 問い合わせ

ふくし か 福祉課

TEL 096(293)3510 FAX 096(292)1234



20 歳未満で、身体または知的・精神に中度以上の障がいのある児童を扶養している父もしくは母、または父母に代わってその児童を養育している人に対し手当を支給します。

### てあて がく 手当額

(額については改定されることがあります)

- (1級) の場合  
児童 1 人につき月額 53,700 円 (2023 年度)
- (2級) の場合  
児童 1 人につき月額 35,760 円 (2023 年度)

### しきゅうづき 支給月

- 4月、8月、11月
- 4か月分ずつ振り込まれます。
- 申請月の翌月から支給対象になります。

### しきゅうようけん 支給要件

- 児童が児童福祉施設などに入所していないこと。
- 児童が障がいを理由として公的年金を受給していないこと。
- 扶養者の毎年の所得が基準以下であること。
- 障がいの程度が政令で定める基準を満たしていること。

### しんせい ひつよう 申請に必要なもの

- 印鑑 ● 戸籍謄本 (本籍が天津町でない場合)
- 身体障害者手帳及び療育手帳所持者はその手帳
- 申請者名義の預貯金通帳
- 特別児童扶養手当認定診断書
- マイナンバーがわかるもの

## ねんきん しきゅう 年金の支給

とあ 問い合わせ

じゅうみん か 住民課

TEL 096(293)3112 FAX 096(293)0474



### しょうがい き そ ねんきん 障害基礎年金

障がいの原因となった傷病の初診日が国民年金加入中にある人や、国民年金の資格を喪失した後、日本国内にお住まいで 60 歳から 65 歳の間に初診日がある人で、障害等級表の 1 級または 2 級に該当する障がいの状態となり、保険料の納付要件を満たしているときに支給されます。

また、20 歳前に初診日があり、障害等級表の 1 級または 2 級に該当する状態にある場合には、20 歳から支給されます。ただし、この場合、所得制限があります。

### しきゅう がく 支給額 (額については改定されることがあります)

1 級 年額 972,250 円 2 級 年額 777,800 円 (2022 年度) この他、子の加算あり。

### しょうがいこうせいねんきん 障害厚生年金

厚生年金加入中に初診日があって、障害等級の 1 級～3 級に該当する障がいの状態になり、保険料の納付要件を満たしている場合に支給されます。

### しきゅう がく 支給額 (額については改定されることがあります)

1～3 級  
本人の報酬額を基に算定します。

## くまもとけんしんしんしょうがいしゃ ふ ようきょうさい せいど 熊本県心身障害者扶養共済制度

とあ  
問い合わせ

ふくし か  
福祉課

TEL 096(293)3510 FAX 096(292)1234



しんしんしょう ほう ごしゃ せいぞんちゅう いっていがく かけきん のうふ ほう ごしゃ まんいちしぼう じゅうど  
心身障がい保護者が生存中に一定額の掛金を納付することにより、保護者が万一死亡、または重度  
しょう しょうがいになつたとき、のこ しんしんしょうがいしゃ しゅうしんいっていがく ねんきん しきゅう せいど  
障がいになったとき、残された心身障害者に終身一定額の年金を支給する制度です。

### ●かにゅう ひと 加入できる人

しょうらいどくりつ じかつ こんなん しょう しゃ しんたい きゅう ちてき せいしん ふよう ひと  
将来独立して自活することが困難な障がい者（身体（1～3級）、知的、精神）を扶養している人で、  
つぎ じょうけん み ひと  
次の条件を満たしている人。

- けんない す ・ さいみ まん  
・ 県内に住んでいること。 ・ 65歳未満であること。
- とくべつ しつぺい しょう せいめいほけん かにゅう けんこうじょうたい  
・ 特別の疾病や障がいがなく、生命保険に加入できる健康状態であること。

### かけきん 掛金

かにゅうじ ふようしゃ ねんれい こと ひとくち えん えん  
加入時の扶養者の年齢により異なり、一口あたり 9,300 円から 23,300 円です。

### ねんきん きゅうふ 年金の給付

かにゅうしゃ しぼう いちじる しょう しょうたい つぎ しょう しゃ まいつぎ まんえん  
加入者が死亡または著しい障がいのある状態となったときは、その月から、障がい者に毎月2万円（2  
くちにかにゅう ばあい まんえん ねんきん しょう しゃ な しきゅう  
口加入の場合は4万円）の年金を、障がい者が亡くなられるまで支給します。

てあて  
手  
当  
・  
ねんきん  
年金

# 税金の控除・減免・公共料金の割引

## 税金の控除・減免

問い合わせ

税務課

TEL 096(293)3117 FAX 096(293)0474

※この税金の控除を受けようとする場合、勤務先または年金の支払者からの報告がない場合は、毎年  
の税務署での確定申告または大津町役場での「住民税（町県民税）申告」が必要です。

## 住民税（町県民税）

問い合わせ

税務課

TEL 096(293)3117 FAX 096(293)0474

障がい者が、12月31日現在、住民税の納税義務者本人または納税義務者の配偶者、扶養家族である場合に、次の額の障害者控除が受けられます。

| 障がい者に該当される人                                                                       | 特別障がい者に該当される人                                                                 |
|-----------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 3～6級までの身体障害者手帳を持っている人<br>(2) B1・B2の療育手帳を持っている人<br>(3) 2・3級の精神障害者保健福祉手帳を持っている人 | (1) 1・2級の身体障害者手帳を持っている人<br>(2) A1・A2の療育手帳を持っている人<br>(3) 1級の精神障害者保健福祉手帳を持っている人 |
| 所得金額から26万円が控除されます。                                                                | 所得金額から30万円が控除されます。<br>※ 控除対象配偶者または扶養親族が同居の場合には、<br>53万円が控除されます。               |
| 本人の合計所得金額が135万円以下であるときは非課税となります。                                                  |                                                                               |

※ 所得税の確定申告または、勤務先での年末調整で障害者控除を受けた人は、手続きは不要です。

## 所得税



障がい者が、12月31日現在において、所得税の納税義務者本人または納税義務者の同一生計控除対象配偶者、扶養親族である場合に、次の額の障害者控除が受けられます。

| 障がい者に該当される人                                                                       | 特別障がい者に該当される人                                                                 |
|-----------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 3～6級までの身体障害者手帳を持っている人<br>(2) B1・B2の療育手帳を持っている人<br>(3) 2・3級の精神障害者保健福祉手帳を持っている人 | (1) 1・2級の身体障害者手帳を持っている人<br>(2) A1・A2の療育手帳を持っている人<br>(3) 1級の精神障害者保健福祉手帳を持っている人 |
| 所得金額から27万円が控除されます。                                                                | 所得金額から40万円が控除されます。<br>※ 控除対象配偶者または扶養親族が同居の場合には、<br>75万円が控除されます。               |

## 相続税

問い合わせ

菊池税務署

TEL 0968(25)2121



障がい者が相続により財産を取得する場合、手帳の等級に応じて控除が受けられます。

## 預貯金のマル優制度の利用



郵便局、金融機関の営業所等で身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳を提示して、マル優制度の利用に必要な手続きをした場合は、元金350万円を限度として、その利子が非課税となります。ただし、他の資格でこの制度を利用されている場合は適用されません。

## 自動車税・軽自動車税の減免

軽自動車税  
自動車税

問い合わせ  
問い合わせ

税務課

TEL 096(293)3117 FAX 096(293)0474

問い合わせ

県北広域本部 課税課 TEL 0968(25)4124



## 減免の対象となる障害者手帳の範囲

- 療育手帳 A1・A2
- 精神障害者保健福祉手帳 1級
- 身体障害者手帳

|         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|---------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 視覚障がい   | 1～3級、4級の1                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 聴覚障がい   | 2・3級                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 平衡機能障がい | 3級                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 音声機能障がい | 3級（喉頭摘出によるものに限る）※障がい者本人の運転に限る                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 肢体不自由   | <ul style="list-style-type: none"> <li>上肢 1級、2級の1、2級の2</li> <li>下肢 1～6級 ※4～6級は障がい者本人の運転に限る</li> <li>7級該当障がい者が2つ以上の場合はお問い合わせください。</li> <li>体幹 1～3級、5級 ※5級は障がい者本人の運転に限る</li> <li>乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障がい</li> <li>上肢機能 1・2級（一上肢のみの機能障害を除く）</li> <li>移動機能 1～6級 ※3級のうち一下肢のみの機能障がい及び4～6級は障がい者本人の運転に限る。</li> </ul> |
| 内部障がい   | 1～3級                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |

※ 減免は、個別の障がいの等級によって判断しますので、身体障害者手帳の等級が、複数の障がいを併せて該当する等級となっている場合には、減免の対象とならないことがあります。

※ 自動車を取得したとき、障害者手帳を取得したときや等級が変わったときに、該当するかどうかについておたずねください。

## 有料道路通行料の割引

問い合わせ

福祉課

TEL 096(293)3510 FAX 096(292)1234

NEXCO 西日本

TEL 045(477)1233



| 対象者                             | 対象となる自動車の範囲                                               | 割引率      |
|---------------------------------|-----------------------------------------------------------|----------|
| 身体障害者手帳を持っている人                  | 身体障がい者本人が運転する乗用自動車等で、障がい者本人、配偶者、子、孫、兄弟姉妹、同居の親族等が所有するもの    | 通常料金の5割引 |
| 第1種の身体障害者手帳またはA1・A2の療育手帳を持っている人 | 介護者が運転し障がい者が同乗する乗用自動車等で、障がい者本人、配偶者、子、孫、兄弟姉妹、同居の親族等が所有するもの |          |

ETCを利用する場合は1台登録が必要ですが、ETCを利用しない場合は車の登録は不要です。レンタカー、知人の車、代車、タクシー（道路介護の人）福祉有償運送車両（道路介護の人）での通行の際も利用できます。

トラック、営業用自動車は該当しません。ETCを登録する人は、オンラインの申請も可能です。

URL : <https://www.expressway-discount.jp>

## 申請に必要なもの

- 身体障害者手帳または療育手帳
- 車検証（車の登録をする場合）
- 免許証（障がい者本人が運転する場合）
- ETC利用者の人は、ETCカード（本人名義。18歳未満の場合は保護者名義で可）
- ETC車載器の管理番号が確認できるもの（セットアップ証明書等）もお持ちください。

# 税金の控除・減免・公共料金の割引

ほうそうじゅしんりょう げんめん  
NHK 放送受信料の減免

とあ  
問い合わせ

ふくし か  
福祉課

TEL 096(293)3510 FAX 096(292)1234



| ぜんがくめんじょ<br>全額免除                                  | はんがく<br>半額免除                                                                                         |
|---------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>● 障がい者（身体・知的・精神）が世帯構成員であり、世帯全員が市町村民税非課税の場合</p> | <p>● 視覚・聴覚障がい者が世帯主かつ受信契約者の場合<br/>● 身体障害者手帳1・2級、療育手帳A1・A2、精神障害者保健福祉手帳1級の手帳をお持ちの障がい者が世帯主かつ受信契約者の場合</p> |

## 申請方法

福祉課に申請書があります。手帳と印鑑を持参して、申請書証明欄に証明を受けた後、NHK放送局へご提出ください。

※なお、毎年減免要件の調査があり、免除の要件から外れた場合は、通常料金となります。

受信料に関する問い合わせ

NHKふれあいセンター

TEL 0570(077)077

けいたいでん わ わりびき  
携帯電話の割引

とあ  
問い合わせ

りょう けいたいでん わかいしゃ  
利用の携帯電話会社

身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を持っている人は、携帯電話の割引を受けることができます。割引率は各携帯電話会社で異なります。利用は事前の申し込みが必要となりますので、ご利用の携帯電話会社にお尋ねください。



## りょかくうんちん わりびき 旅客運賃の割引



● JR 運賃 うんちん しんたいしょうがいしゃ てちょう りょういく てちょう も 身体障害者手帳または療育手帳を持っている人は、ひと てちょう ていじ 手帳を提示されると次の割引があります つぎ わりびき

| 種別  | 対象者                                                                                     | 乗車券種別                            | 割引率       |
|-----|-----------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------|-----------|
| 第1種 | <small>てちょう も</small> 手帳を持っている人で、 <small>ひと かたみち いじょう く</small> 片道 101km以上の区間を単独で利用される人 | 普通乗車券                            | わりびき 5 割引 |
|     | <small>てちょう も</small> 手帳を持っている人と介護者1名                                                   | 普通乗車券<br>回数乗車券<br>普通急行券<br>定期乗車券 |           |
| 第2種 | <small>てちょう も</small> 手帳を持っている人で、 <small>ひと かたみち いじょう く</small> 片道 101km以上の区間を単独で利用される人 | 普通乗車券                            |           |
|     | <small>さいみ まん てちょう も</small> 12 歳未満で手帳を持っている人と介護者1名                                     | 定期乗車券                            |           |

※ 割引対象かどうかは、利用前に JR 窓口にご確認ください。



## バス運賃

| 対象者                         | 割引内容         | 手続き内容                 |
|-----------------------------|--------------|-----------------------|
| ● 第1種の身体障害者手帳または療育手帳を持っている人 | 本人・介護者ともに5割引 | 乗車料金支払い窓口・<br>車内で手帳提示 |
| ● 第2種の身体障害者手帳を持っている人        | 本人のみ5割引      |                       |
| ● 精神障害者保健福祉手帳を持っている人        |              |                       |

## タクシー運賃

| 対象者                     | 割引内容 | 手続き内容   |
|-------------------------|------|---------|
| ● 身体障害者手帳または療育手帳を持っている人 | 1 割引 | 車内で手帳提示 |

## 航空運賃

| 対象者                             | 割引内容        | 問い合わせ先       |
|---------------------------------|-------------|--------------|
| ● 身体障害者手帳を持っている人と介護者1名          | 各航空会社により異なる | 各航空会社航空券発売窓口 |
| ● 割引対象者の証明印がある療育手帳を持っている人と介護者1名 |             |              |
| ● 精神保健福祉手帳を持っている人と介護者1名         |             |              |

※ 割引率は各航空会社・路線で異なります。また、利用者の健康状態により、付添い人あるいは書類等が必要になる場合がありますので、利用にあたっては、各航空会社にお尋ねください。

税金の控除・減免・公共料金の割引

# その他の事業

## 成年後見制度

問い合わせ・手続き  
熊本家庭裁判所

福祉課  
後見センター

TEL 096(293)3510 FAX 096(292)1234  
TEL 096(206)5091



成年後見制度とは、認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力が不十分な人を法律面や生活面（財産管理や介護、福祉サービスを利用するための手続きなど）で保護したり、支援したりする制度です。

## 申立てできる人

申立てできる人は、本人、配偶者、4親等内の親族等です。

※ 本制度の申立てを行う親族等がないなどの理由により、申立てができない場合は、必要に応じて大津町長が申立てを行うこともあります（成年後見制度利用支援事業）。

## 地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）

問い合わせ

大津町

社会福祉協議会

TEL 096(293)2027 FAX 096(293)2028



認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者などの、判断能力が不十分な人が地域で安心して生活できるよう、生活支援員が支援計画の内容に基づいて、福祉サービスの利用援助、日常的な金銭管理サービス、書類の預かりサービスなどを行います。

## 利用料

相談は無料ですが、生活支援員の援助を受けるには費用がかかります。  
生活保護受給者は無料です。

## 生活福祉資金貸付制度

問い合わせ

大津町

社会福祉協議会

TEL 096(293)2027 FAX 096(293)2028



低所得者世帯、障がい者世帯、高齢者世帯に対して、社会参加促進と自立を図るため、次のような貸付を行っています。

## 貸付の種類

1. 総合支援資金
2. 福祉資金
3. 教育支援資金
4. 不動産担保型生活資金

障がい者世帯に対しては、日常生活に必要な福祉用具の購入、自動車の購入・改造、住宅の改修に必要な費用の貸付があります。ただし、他の貸付制度の利用が可能な場合は、他の制度を優先します。貸付には細かな条件がありますので、希望する場合は、社会福祉協議会までご相談ください。

# くまもとけん 熊本県ハートフルパス制度

お問い合わせ・手続き

おおづまちやくば ふくし か  
大津町役場 福祉課

TEL 096(293)3510

※原則として、その市町村に住民票のある人が手続き可能です。

しょう しょうちゅうしゃじょう てきせい りょう  
障がい者用駐車場を適正にご利用いただくため、「利用証（ハートフルパス）」を交付し、  
ちゅうしゃ かくほ ほか  
駐車スペースの確保を図ります。この制度に賛同する施設の障がい者用駐車場で利用できます。



| ゆうこうきかん<br>有効期間              | たいしょうしゃ<br>対象者                                              | しんせい ひつよう<br>申請に必要なもの                       |
|------------------------------|-------------------------------------------------------------|---------------------------------------------|
| きじゆん がいとう<br>基準に該当しなくなるまで    | しんたいしょうがいしゃてちよう<br>身体障害者手帳<br>べっぴよう がいとう ばあい<br>(別表に該当する場合) | てちよう うつ<br>手帳の写し                            |
|                              | りょういくてちよう<br>療育手帳 A1・A2                                     |                                             |
|                              | せいしんしょうがいしゃほけんふくしてちよう きゅう<br>精神障害者保健福祉手帳 1級                 |                                             |
|                              | ようかいご いじょう<br>要介護 1以上                                       | かいごほけん ひ ほけんしゃしやう うつ<br>介護保険被保険者証の写し        |
|                              | していなんびょういりやうじゆきやうしゃ<br>指定難病医療受給者                            | していなんびょういりやうじゆきやうしゃしやう うつ<br>指定難病医療受給者証の写し  |
| ねんみまん ひつよう きかん<br>1年未満で必要な期間 | にんしん げつ さんご げつ<br>妊娠7か月～産後3か月                               | ぼ してちよう うつ<br>母子手帳の写し                       |
|                              | くるま つえとう しょうきかん<br>車いす、杖等の使用期間                              | い し しんだんしよ みぶんしょうめいしよ うつ<br>医師の診断書・身分証明書の写し |

## べっぴよう 別表

| しょうがいくぶん<br>障害区分                                                     |                 | どうきゅう<br>等級     |                 |
|----------------------------------------------------------------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| しかく<br>視覚                                                            |                 | きゅういじょう<br>4級以上 |                 |
| へいこうきのう<br>平衡機能                                                      |                 | きゅういじょう<br>5級以上 |                 |
| したいふじゆう<br>肢体不自由                                                     | じょうし<br>上肢      | きゅういじょう<br>2級以上 |                 |
|                                                                      | かし<br>下肢        | きゅういじょう<br>6級以上 |                 |
|                                                                      | たいかん<br>体幹      | きゅういじょう<br>5級以上 |                 |
|                                                                      | じょうしきのう<br>上肢機能 | きゅういじょう<br>2級以上 |                 |
| にゅうようじさいぜん ひ しんこうせい のうびょうへん うんどうきのうのしょう<br>乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい |                 | きゅういじょう<br>2級以上 |                 |
|                                                                      |                 | いどうきのう<br>移動機能  | きゅういじょう<br>6級以上 |
| ないぶしょうがい<br>内部障害                                                     |                 | きゅういじょう<br>4級以上 |                 |

とうきゅう こべつ しょう ていど  
等級：個別の障がいの程度



1  
年  
以上  
(グリーン) 【基準に該当しなくなるまで】



1  
年  
未満  
(オレンジ) 【1年未満で必要な期間】

その他の事業

# その他の事業

## 駐車禁止除外指定車標章交付

お問い合わせ  
TEL 096 (294) 0110

おおづけいさつしよ  
大津警察署



公安委員会は、道路標識等で駐車禁止規制を行っていますが、申請により「駐車禁止除外指定車標章」を交付されると、歩行困難な障がい者等が使用する車両が一部の規制から除外されます。

## 避難行動要支援者登録制度

お問い合わせ  
TEL 096(293)3510

ふくし か  
福祉課

FAX 096(292)1234

大津町では、「避難行動要支援者名簿」を作成し、災害発生時に安否確認や避難の手助けなどを、迅速で安全に行うことができる体制づくりを進めています。

作成した名簿情報は、災害が発生し、または発生したおそれがある場合であって、避難行動要支援者の生命または身体を保護するために町が特に必要と判断したときは、避難支援等を行う人に提供し、速やかな安否確認を行います。

また、避難行動要支援者本人が名簿情報の提供について事前に同意している場合は、消防機関・警察・民生委員・社会福祉協議会の避難支援等関係者へ名簿情報を提供することが可能となり、より実効性のある避難支援等に備えることができます。

## 対象者

生活の基盤が自宅にあり、下記に当てはまる人

- 75歳以上の1人暮らしの人、75歳以上のみの世帯の人
- 要介護認定3～5を受けている人
- 身体障害者手帳1、2級を所持する人
- 療育手帳 A 1、A 2を所持する人
- 精神障害者保健福祉手帳1級2級を所持する人
- 障害者総合支援法に基づく介護給付を受けている難病患者
- 上記に該当しないが、災害時の避難に支援を希望する人

## 大津町の障がい福祉団体

お問い合わせ  
TEL 096(293)3510

ふくし か  
福祉課

FAX 096(292)1234

## 大津町身体障害者福祉会

障がい者やその家族等で構成された団体です。

障がい者の福祉の向上と会員の親睦や交流を深めるために、活動を行っています。

随時、会員を募集していますので、詳しくは福祉課までお問い合わせください。



# 「ヘルプカード」と「ヘルプマーク」

## ヘルプカードとは？

外見から分からなくても援助や配慮を必要としている人々が、周囲の人に配慮を必要としていることを知らせるためのものです。



(カードおもて面)



(カードうら面)

## どこでもらえるの？

熊本県庁（健康福祉政策課）や県の出先機関、県内の市町村の福祉担当窓口で、無料（申請不要）で配付しています。また、県内の一部の医療機関でもヘルプカードを設置・配付しています。

県のホームページに印刷用データを公開していますので、自分で作ることもできます。

## どうやって使えるの？

市販の名札ケースに入れて首から下げたり、ストラップを使ってカバンにつけるなど、周囲から見えやすい箇所につけて携帯してください。

また、カードの裏面にはご自身の症状や支援してほしいことなどを自由に書き込むことができます。

## ヘルプマークとは？

義足や人工関節を使用している人、内部障がいや難病の人、または妊娠初期の人など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている人々が、周囲の人に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるように作成されたマークです。



ぜんこくきうつう  
全国共通マーク



がた  
ストラップ型

## どこでもらえるの？

熊本県庁（健康福祉政策課）、県の各保健所、および協力市町村窓口にて無料で交付します。専用の申込書での申請が必要です。

## どうやって使うの？

吊り下げバンドを利用して、カバン等につけて使用することができます。常時着用する、必要な時に着用するなど、用途に応じてご使用ください。



# ご存じですか？ 障害者差別解消のための 法律があることを



～障害のある人もない人も、共に生きる社会の実現のために～

## 「障害者差別解消法」を知っていますか？

障害のある人もない人も、互いに、その人らしさを認め合いながら、共に生きる社会(共生社会)をつくることを目的とした法律です。

この法律では、「不当な差別的取扱い」を禁止し、「合理的配慮の提供」や「環境の整備」を行うこととしています。

## 「合理的配慮の提供」とは？

企業や店舗などの事業者や行政機関等に対して、障害のある人から、社会の中にあるバリア(障壁)を取り除くために何らかの対応を必要としていたことが伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応を行うこととしています。

これを「合理的配慮の提供」といいます。



## 「不当な差別的取扱いの禁止」とは？

企業や店舗などの事業者や国・都道府県・市町村などの行政機関等が、障害のある人に対して、正当な理由なく、障害を理由として差別することを禁止しています。これを「不当な差別的取扱いの禁止」といいます。

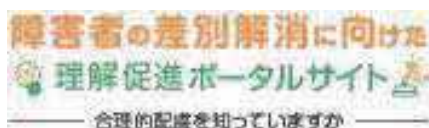
## 「環境の整備」とは？

企業や店舗などの事業者や行政機関等に対して、個別の場面において、個々の障害者に対する合理的配慮が的確に行えるよう、事前の改善措置として施設のバリアフリー化などに努めることを求めています。

これを「環境の整備」といいます。



より詳しく知っていただくために



<https://shougaisha-sabetukaishou.go.jp/>

障害者の差別解消に向けた理解促進ポータルサイト

検索



このサイトは、企業や店舗などの事業者等が障害のある人に対して行うこととされる「不当な差別的取扱いの禁止」や「合理的配慮の提供」など、障害者差別解消法により定められている事項について解説しています。

- 障害種別ごとの「合理的配慮の提供」や「環境の整備」についての事例
- 障害種別ごとの「合理的配慮の提供」に関する事例動画 などを紹介



内閣府 政策統括官(政策調整担当)付 障害者施策担当  
〒100-8914 東京都千代田区永田町1-6-1  
電話番号 03-5253-2111(代表)

# 相談内容の問い合わせ先一覧

|       | そうだん ないよう<br>相談の内容                                          | めい しょう<br>名 称                                                | しょうざいち<br>所在地                             | でんわばんごう<br>電話番号 |
|-------|-------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------|-------------------------------------------|-----------------|
| 相談    | しょう しょう しょう しょう<br>障がい者手帳の交付                                | おお づ まちふく しか<br>大津町福祉課                                       | おお づ まちおおあざおお づ<br>大津町大字大津1233            | 096-293-3510    |
|       | そうだん し えん じぎょう しょ<br>相談支援事業所                                | おお づ まちしょう しゃ き かんそうだん し えん<br>大津町障がい者基幹相談支援センター             | おお づ まちおおあざおお づ<br>大津町大字大津1233            | 096-292-0114    |
|       | しょうがい しゃしゅう しょう せい かつ し えん<br>障害者就業・生活支援センター                | くまもと けん ほく ぶ しょうがい しゃしゅう しょう<br>熊本県北部障害者就業・<br>生活支援センター がまだす | きく ち し わい ふ<br>菊池市限府469-10                | 0968-25-1899    |
|       | きく ち けん い き ち い きりょう いく<br>菊池圏域地域療育センター                     | きく ち けん い き ち い きりょう いく<br>菊池圏域地域療育センターゆうず                   | きく ち し わい ふ<br>菊池市限府497-2                 | 0968-25-7688    |
|       | くまもと けん ほく ぶ はつたつ しょう しゃ し えん<br>熊本県北部発達障がい者支援センター          | くまもと けん ほく ぶ はつたつ しょう しゃ し えん<br>熊本県北部発達障がい者支援センターわっふる       | おお づ まちむろ<br>大津町室213-6 さくらビル 2階           | 096-293-8189    |
|       | くまもと けん せい しん ほ けん ふく し<br>熊本県精神保健福祉センター                    | くまもと けん せい しん ほ けん ふく し<br>熊本県精神保健福祉センター                     | くまもと し ひがし くつき で<br>熊本市東区月出3-1-120        | 096-386-1166    |
|       | くまもと けん こ わかの そうだん し えん<br>熊本県子ども・若者相談支援センター                | くまもと けん こ わかの そうだん し えん<br>熊本県子ども・若者相談支援センター COCON           | くまもと し ひがし くつき で<br>熊本市東区月出3-1-120        | 096-387-7000    |
|       | くまもと けん ち い き し えん<br>熊本県ひきこもり地域支援センター                      | くまもと けん ち い き し えん<br>熊本県ひきこもり地域支援センター「ゆるここ」                 | くまもと し ひがし くつき で<br>熊本市東区月出3-1-120        | 096-386-1177    |
|       | でんわ<br>いのちの電話                                               | くまもと<br>熊本いのちの電話                                             | —                                         | 096-353-4343    |
|       | くまもと でんわ そうだん<br>熊本こころの電話相談                                 | くまもと けん せい しん ほ けん ふく し きょうかい<br>熊本県精神保健福祉協会                 | くまもと し ひがし くつき で<br>熊本市東区月出3-1-120        | 096-285-6688    |
|       | くまもと けん じょせい そうだん<br>熊本県女性相談センター                            | くまもと けん じょせい そうだん<br>熊本県女性相談センター                             | くまもと し ひがし く ながね ぬみ<br>熊本市東区長嶺南2-3-3      | 096-381-4454 他  |
|       | しょうがい しゃそうだん いん<br>障害者相談員                                   |                                                              |                                           |                 |
|       | しょうがい しゃざやく たいぼう し<br>障害者虐待防止センター                           |                                                              |                                           |                 |
|       | に おひょう せい かつ し えん<br>日常生活の支援                                | おお づ まちふく しか<br>大津町福祉課                                       | おお づ まちおおあざおお づ<br>大津町大字大津1233            | 096-293-3510    |
|       | ふく し よう ぐ<br>福祉用具                                           |                                                              |                                           |                 |
| 医療    | じ りつ し えん い りょう せい い ど<br>自立支援医療制度                          |                                                              |                                           |                 |
|       | こう きこう れい い しゃ い りょう せい い ど しょうがい しゃとくれい<br>後期高齢者医療制度の障害者特例 |                                                              |                                           |                 |
|       | こうがく りょう しょう ひ しきゅう<br>高額療養費の支給                             | おお づ まちけん こう ほ けん か<br>大津町健康保険課                              | おお づ まちおおあざおお づ<br>大津町大字大津1233            | 096-293-3114    |
|       | にゅう いん じょし りょう しょう ひ しきゅう<br>入院時食事療養費の支給                    |                                                              |                                           |                 |
|       | とくてい しつ べい にんてい<br>特定疾病の認定                                  |                                                              |                                           |                 |
| 手当・年金 | して いなん びょう いりょう ひ じょせい<br>指定難病の医療費助成                        | くまもと けん きく ち けん し ょ<br>熊本県菊池保健所                              | きく ち し わい ふ<br>菊池市限府1272-10               | 0968-25-4138    |
|       | しょうに まんせい とくてい しつ べい かかわ いりょう ひ じょせい<br>小児慢性特定疾病に係る医療費助成    |                                                              |                                           |                 |
|       | とくべつ しょうがい しゃて あて<br>特別障害者手当                                |                                                              |                                           |                 |
|       | しょうがい じ ふく し て あて<br>障害児福祉手当                                | おお づ まちふく しか<br>大津町福祉課                                       | おお づ まちおおあざおお づ<br>大津町大字大津1233            | 096-293-3510    |
|       | とくべつ じ どうふ ようて あて<br>特別児童扶養手当                               |                                                              |                                           |                 |
| 税金    | くまもと けん しん しん しょうがい しゃ ふ ようきょう さいせい い ど<br>熊本県心身障害者扶養共済制度   |                                                              |                                           |                 |
|       | ねんきん しきゅう<br>年金の支給                                          | おお づ まちじゅうみん かん<br>大津町住民課                                    | おお づ まちおおあざおお づ<br>大津町大字大津1233            | 096-293-3112    |
|       | じゅうみん ぜい<br>住民税                                             | おお づ まちぜい かん か<br>大津町税務課                                     | おお づ まちおおあざおお づ<br>大津町大字大津1233            | 096-293-3117    |
|       | しよとく ぜい そうぞく ぜい<br>所得税・相続税                                  | くまもと けん きく ち ぜい い む し ょ<br>熊本県菊池税務署                          | きく ち し わい ふ<br>菊池市限府874-1                 | 0968-25-2121    |
|       | じどう しゃ ぜい<br>自動車税                                           | けん ほく ぐう けい ほん かん ざい かん<br>県北広域本部 課税課                        | きく ち し わい ふ<br>菊池市限府1272-10               | 0968-25-4124    |
| その他   | けい じ どう しゃ ぜい<br>軽自動車税                                      | おお づ まちぜい かん か<br>大津町税務課                                     | おお づ まちおおあざおお づ<br>大津町大字大津1233            | 096-293-3117    |
|       | ゆうりょう どうろ つうこう りょう わりびき<br>有料道路通行料の割引                       | おお づ まちふく しか<br>大津町福祉課                                       | おお づ まちおおあざおお づ<br>大津町大字大津1233            | 096-293-3510    |
|       | ほうそう じゅしん りょう げんめん<br>NHK 放送受信料の減免                          |                                                              |                                           |                 |
|       | せいねん こうけん せい い ど<br>成年後見制度                                  | くまもと けい さい げん し ょ こうけん<br>熊本家庭裁判所 後見センター                     | くまもと し ちゅう ぐう ち ほ じょう ち<br>熊本市中央区千葉城町3-31 | 096-206-5091    |
|       | ち い き ふく し けん りょう ぎ じ ょ<br>地域福祉権利擁護事業                       | おお づ まちしゃかい ふく し きょうざい かん<br>大津町社会福祉協議会                      | おお づ まちおおあざおお づ<br>大津町大字室151-1            | 096-293-2027    |
|       | せい かつ ふく し きん かしつけ せい い ど<br>生活福祉資金貸付制度                     |                                                              |                                           |                 |
|       | くまもと けん せい い ど<br>熊本県ハートフルパス制度                              | おお づ まちふく しか<br>大津町福祉課                                       | おお づ まちおおあざおお づ<br>大津町大字大津1233            | 096-293-3510    |
|       | ちゅうりや きん し りょう い し て い しゃ びょう しょう こう かん<br>駐車禁止除外指定車標章交付    | おお づ けい ざつ し ょ<br>大津警察署                                      | おお づ まちおおあざおお づ<br>大津町大字室676              | 096-294-0110    |
|       | ひなん こうどう よう し えん しゃとろう けい い ど<br>避難行動要支援者登録制度               |                                                              |                                           |                 |
|       | おお づ まち しょう ふく し だん たい<br>大津町の障がい福祉団体                       | おお づ まちふく しか<br>大津町福祉課                                       | おお づ まちおおあざおお づ<br>大津町大字大津1233            | 096-293-3510    |